

令和3年9月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和3年9月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年9月6日 午前9時宣告

開 議 令和3年9月6日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	
チーム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 正和

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和3年9月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和3年 9月 6日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（岡村統正君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

9 番、松浦隆起君の発言を許します。

9 番（松浦隆起君）

おはようございます。9 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、一言申し上げます。

この 9 月定例会が、私、また、私たち議員にとってはこの任期の最後の定例会になり、私もこれが任期最後の質問となります。この 4 年間、毎回この席に立たせていただいて、子育て支援、また、防災対策、観光行政、また、昨年からはコロナ対策とさまざま御質問させていただきました。執行部の皆様からは真摯な御答弁もいただき、町長初め、各課長の皆さんとも真剣に議論をさせていただきました。町長もまた私たち議員も改選の時期を迎えますので、この先はまだわかりませんが、まだ任期途中でございますので、この任期最後まで佐川町のためにしっかりと仕事をしてまいりたいと、また、最後の質問もしっかりしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。今、本町においても堀見町長のもと、SDGs の理念を根底においたまちづくりを進めていただいているところであります。この理念は「誰ひとり取り残さない、持続可能な社会」を目指したものであります。その意味から言えば、誰ひとり取り残さない佐川町のまちづくりをどう進めていくかということになります。

本日、お聞きします 3 つの質問は、それぞれの分野で誰ひとり取り残さないためにはどう取り組むのかという視点からお聞きをしていきたいと思っております。また、この質問は 3 つとも町民の方からいただいた声をもとにしたものでありまして、生活に直結した課題でもあります。そういった観点からも、ぜひ、課題解決に向けて御答弁をいただきたいと考えております。

それでは、1点目に、ごみ出し支援の取り組みについて伺います。この質問につきましては一昨年の6月定例会、昨年の3月定例会、そして、今年の3月定例会と3度質問をさせていただきました。このごみ出し支援の取り組みは、簡単に申し上げますとごみ出しが困難な高齢の方、また、障害者の方のお宅まで伺い、個別に収集するというものであります。

本町においても令和2年度の年度途中からであります。が、事業をスタートしていただいております。が、昨年は残念ながら実績がゼロであったという現実を踏まえ、その仕組みについて課題があるのではないかという点を前回の質問の折には申し上げました。町長からは「今進めている制度をベースとしながら、柔軟に今後対応を進めていきたい。ただ、なかなか浸透していくまでには時間のかかる制度であります。」という答弁をいただきました。そして、今年度も同じ制度で事業がスタートしております。

ただ、残念ながら事前に担当課長にお聞きをしますと、現時点におきましても実績はゼロであるということであります。本年度は昨年度の反省を踏まえ、各自治会内で回覧をされるなど周知には力を入れていただいたようであります。しかし、それでもなかなか利用実績につながらない。さまざま自治会等から質問等が、また、要望等があったとしても実際にはつながっていないということは、この制度自体にやはり無理があると言わざるを得ないのではないかと思います。

先日、ある町民の方から、今、本町が行っているごみ出し支援の事業についてお電話をいただきました。その方は以前の仕事の折に、仕事の関係で一般廃棄物の収集等にかかわっていたことがあると言われておりましたが、その方が言われるのにはごみは一般家庭から外に出された時点で一般廃棄物となり、そのごみを収集する、そして料金も支払うということになれば一般廃棄物収集運搬業としての許可が必要となり、自治会の方がボランティアでごみの収集にあたるのは問題がある可能性があるのではないかとありました。

もう1点、私が最初からこの仕組みに違和感を持っている点は、数多くありますが、その中の一つに佐川町が正式に事業として立ち上げているにもかかわらず町民の方のボランティアありき、自治会にはお金が入るとしても、実際に集める方はボランティア、そうい

う制度設計をしているという点であります。以前も申し上げましたが、いの町は職員の方が全て行っていると。これはこれで私は一つ課題はあるとは思いますが、町長は町民の皆さんで支え合い、助け合う、そういった町を目指したいという考え方であることは前回の答弁からもわかります。その考え方を否定するつもりもありませんし、これは一方から見れば大事な観点であるということは間違いのないと思います。ただ、このごみ出し支援という事業にその考え方を取り入れるのにはまだまだ無理なのではないかと考えます。まずは目の前の困っている方たちの課題を早急に解決することに取り組むべきであります。その意味からいっても制度が浸透するのを待っている余裕はなく、すぐにでも制度の仕組みを再検討し、収集業者やシルバー人材センター等に委託する方法に変更をしていただきたいと思います。

町長はこの3月定例会の質問の折に「とても自治会内での助け合いができないという自治会があるということは認識をしております、そういう自治会から相談があった場合には、公助という視点でいろんな団体をお願いをして、委託をして対応していただくということも考えております。柔軟な対応を合わせて考えていきたいというふうに思っております。」と答弁をされております。まさに、その判断をするときがきていると思います。このごみ出しという日常的な事柄で、誰ひとり取り残さない判断をお願いをしたいと思います。以上の点についてお考えをお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

前回も松浦議員から御質問いただきまして、柔軟に対応させていただきたいという御説明もさせていただきました。その中で、まず、本当に1番大切だなと思うのはですね、佐川町内にどこにどのような方がごみ出し支援を必要とされているのかということを把握をすることがとても大切だというふうに思ってます。

そのことにつきましても今年度、力を入れてですね、いろいろな方に、いろいろな関係者の方、自治会を初め民生委員の方ですとか、見守りネットワークの方ですとか、いろいろな方にお話をお伺いをして、誰が、どこの誰がごみ出し支援を必要としてるのかという情報の収集にまずは力を入れようということで、取り組みをしてまし

た。その中でいくつかこういう方がいますという話はありませんが、既に親戚の方ですとかご近所の方ですとか助けてもらって、ごみ出し支援を新たに必要としている人はいないということで、現在、町のこのごみ出し支援制度を活用してごみ出し支援ををさせていただいているという方はいらっしゃいません。

松浦議員おっしゃいますように自治会によっては人数が少なく、あと距離も離れててなかなかご近所同士でごみ出し支援ができないという方がいるということは把握をしております。そういう方に関しましてはそういう方がもしごみ出し支援を必要とするというお話がありましたら、シルバー人材センターに委託をしたり、その地域で集落活動センターの運営をしてるNPOであったり、地域組織であったりそういうところに委託をするとかですね、その時々、その場所における実情に応じて柔軟にごみ出し支援はさせていただきたいと、この考えは今でも変わっておりません。ただ、やはりベースはまず自治会内での助け合いをベースとしながらもそれができない、いろいろな事情でできない場合が考えられますので、その時はその人その人の事情に応じてですね、柔軟にごみ出し支援をさせていただくというこの考えには変わりありませんので、また御理解をいただければというふうに思います。以上です。

9 番（松浦隆起君）

えーと、御理解は全くできません。あの、昨年度、それから今年度、これだけやって実績につながってない。やはり制度として広くみんなに知れる形で、そういう方がいれば声をかけてください。当然いの町のように介護何級障害、くくっているところは掌握はできるでしょう。だけどそうでない方でも距離があるところはごみがなかなか持って行けない。で、ごみが持って行けないからしたらごみステーションを増やして下さいと、事実私も要望しました。それはできませんと。増設はしない、支援は、まあ町長が言われるようなことをさらっと聞くと「あ、困っていたら声を出すのか」そういう形で声を出せる人が果たしているのでしょうか。いるのなら今既にもう実績としてあがっていると思います。

私のもとにはごみを出したいけども、どういうふうにしていいのかわからないとか、現実はまだ困ってる人がいるわけですよ。なぜ、そこまで自治会内、自治会内とこだわるのかわかりませんが、まあ、これだけ実績もあがっていない、実情にあっていない、質問をこれ

だけ議員から来ても変えないという答弁をするということは、これは何を言っても無駄だなというふうに判断しますが、もうちょっと、前回も言いましたが、地域の実情を知ったほうがいいと思います。

で、民生委員さんといろんな方、掌握をしていただく、それはそれでいいと思いますが、そんなに民生委員さんに負荷をかけなくても、こういう制度がありますということで、まあ、民生委員さんと自治会等から情報をいただくのはいただくとしても、制度を一つに広く統一して佐川町がシルバー人材センターに委託をして、困っているところは収集にいきますと。それで済む話じゃないですか。それを自治会内ではなかなかできないという実情も、またその声もあるのにいまだに自治会にこだわるというのは、私は到底納得できませんし、御理解いただきたいときれいに言われても御理解できません。

もう一回だけ聞きますけども、それでだめならやってもらうまで僕は質問します。これは到底この仕組みでは一人二人ができる人が万が一出てきたとしても、広く制度とは広がらない。それは私のもとに声として届いているんです。町長のもとに声は届いてないかもしれないかもしれませんが、届いてないのなら、地域を回って声を聞かれたほうがいいと思います。今一度答弁してください。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

自治会でなければだめだということをお答えさせていただいたわけではなくてですね、まず、松浦議員にお願いをしたいのは松浦議員のところに届いている声、ごみ出し支援に困っている方がこれだけいる、どここの自治会の方が困っている、それを町民課のほうにぜひ届けていただければありがたいなというふうに思います。

ごみ出し支援に困っている方の声を自治会だけに頼って集めようとしているわけではありません。健康福祉課も一緒になってごみ出し支援に困っている方の把握に努めたり、どこに困っている方がいるかということの把握には、今、一生懸命努めているところであります。ただ、私の近所に、荷稻になりますけども、ごみ出し支援してほしいという声は私のところには届いてません。もしかしたらいるのかもしれませんが、どこに困ってる方がいるかということ把握をしてですね、その方の地理的な要件とか、その方がどういう家庭の事情、状況で住まれているのかとか、そういうことも把握したうえで

どういう形の支援ができるのかということは柔軟に考えていきますので、ぜひ、松浦議員には御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

9 番（松浦隆起君）

何度も言いますが、御理解できません。柔軟に対応するのなら今この時点で柔軟に対応すればいいわけですよ。それで、知っているなら何ですか、議員に声を届けろ、おかしいやないですか。それは自治体として制度をきちっとつくって、幅広くみんなが使える制度にすれば希望者は出てきますよ。今みたいな形やから希望者が出てこないんですよ。で、そういう形ならいいですよとって我慢されてるわけですよ。私のもとに来てる声もそうです。そういう自治会の方に頼むのならもういいですよ。それをどうやって声をあげるんですか。偏ってるからですよ。

一つの形として、制度としてシルバー人材センターまたはごみ収集業者さんがおられますよね、町内には、何社か。そこに委託をして、利用される方はどうぞ利用してくださいと。で、一方では高齢者の方や障害者等の方は必ずそういう形で声がけできるような2重の仕組みにしていけば、そんな声が出て来た時には柔軟に対応しますっていう。もうちょっと町民の側に寄り添った頭で考えたほうがいいと思います。町がやろうという、自分たちがしてる事業はどんどん自分たちで進めるじゃないですか。皆さんの声も聞かせてくださいって言うじゃないですか。このごみ出し支援について、代表で僕は声を届けてるんですよ。それでもまだ自分たちの、自分たちという私たちとはそうでないという声があるかもしれませんから、町長の考えでそれをこだわるというのなら、僕はいつまでもこれ聞きます。

前回も言いましたが、私に声を拾ってくださいと、届けて下さいと言うのなら、自らが行政サービスを担っているのは行政ですから、町長が各地域を回って声を拾っていただければ、それで、届けていただければ、私は皆さんからいただいた声を代表でここへ届けてるわけです。何回も。この仕組みではだめですよ。自治会の方が高齢者が高齢者のごみを出すなんてのは無理やと。一人千円。それも個人に入るんじゃないでなくて自治会に入る。そんなことはできん。ここで何度も僕は声届けてるじゃないですか。

もう少しそういうことに耳を傾けていただきたいことを強く申し

上げましてこれはこれで終わらせていただきます。多分、押し問答
というか、同じだと思いますから。

ただ、町長がそうやってずくばっている間も困っている高齢者が
いるということは忘れないでいただきたい。

それでは2点目の佐川ぐるぐるバスについてお伺いをいたします。
この質問につきましては、今まで4度質問しております。今回が5
回目の質問となります。

初めて質問させていただいたのが、平成25年12月定例会におい
てであります。その折にお伺いした視点は交通弱者対策、買い物弱
者対策として、デマンドバス・コミュニティバス等の導入の取り組
みということでございました。当時の総務課長からは「この問題は
最終的に交通弱者の需要に一定答えられるシステムを構築する以外
に解決手段はないと私も思います。」と。「特に道路運送法が平成18
年に改正されて、デマンド型の交通手段の導入ができるようにな
ったのも後押しになっているかと思います。」と答弁をいただい
ております。しかし、今のぐるぐるバスの運行が果たして交通弱者の
需要に一定応えられてるかと言えば、一定は答えられるかもしれま
せん。しかし、本当に困っている方のところまで手が届いているか
と言えばそれは疑問符がつくと考えております。また、デマンド方式
も取られてはおりません。

私が初めて質問させていただいたときから、一貫して言わせてい
ただいてることは、自宅からバスまでの移動が難しい高齢者の方た
ちがドア・ツー・ドアで移動できるデマンド方式にするべきだとい
うことです。今回、5回目の質問をするきっかけになったのは、黒
岩地区にお住まいの方からの御相談でした。御存じのように黒岩地
区は路線バスが走っているため、一部を除いてぐるぐるバスのルー
トはありません。そのため、バス停から家までの長い距離を歩かな
ければならず、雨の日なら傘と荷物を抱えて遠い距離を歩いている。
なんとかならないでしょうかという御相談でした。

これは一例であってこういった方は路線バスルート of 尾川地区も
含め、町内の各地域に点々とおられると思います。こういったぐる
ぐるバスでは手が届いていない、交通手段から取り残された地域や
町民の方にどういった手立てを行っていくのかということが本日の
質問の星であります。この課題をクリアするための考えられる方策
としては思いに3つ。1点目は以前から申し上げております、デマ

ンド方式を取り入れる方法。２点目はぐるぐるバスのコースを増やす方法。これはコースを増やす仕方によってはバスがまた必要かもしれません。３点目が高齢者の方やコースが行き届いていない地域の方を中心にタクシーチケットを配布するという方法であります。デマンド方式やコースの変更、増設は以前から申し上げております。本日は、初めて私からは提案をしますが、タクシーチケットについて具体的にお話したいと思います。

奈良県の田原本町という町では、日常生活で移動に困難を伴う人の外出のサポートを目的に、2018年度から町独自に民間タクシーの初乗り運賃を補助する事業を開始しています。この町は2010年からデマンド、いわゆる予約型の乗り合いタクシーを運用していましたが、利用台数や乗降場所にも制限があるなど、利便性に課題があたようです。町は住民が利用しやすく、タクシー事業車の方にとっても歓迎される仕組みにしようと、検討を重ね、2018年の7月から70歳以上の高齢者や妊婦の方、未就学児、身体障害者の方などを対象に独自に民間タクシーの初乗り料金680円分のチケットを配布する事業に切り替え、その財源は町が全額負担をしてきました。月曜日から土曜日の午前8時から午後6時までの間、発着のいずれかが町内であればチケットをもっていない人とも乗り合いで利用でき、利用者は1回の乗車で1枚使用でき、運賃から初乗り料金を差し引いた金額を支払いするというものになっております。なお、妊婦の方については昨年度から24時間、365日利用できるようにしているようであります。

ちなみに、先日少し、越知町の議員の方にお聞きをすると、越知町でも高齢者の方向けに年齢を制限してタクシーチケットを配布しているということをお聞きしました。

一方で、国の地域公共交通確保維持改善事業では従来、デマンド型の乗り合いタクシーは補助対象になっているものの、この田原本町が実施するような乗用のタクシーを活用した移動支援については対象外でありました。そのため、町にとっては財政負担が課題の一つでもあり、継続していくうえで、一つの大きなネックになっておりました。

こういった実情を踏まえ、田原本町から相談を受けた公明党は、特別委員会、国交省の委員会の質疑等を通じて国土交通省に財政支援を訴え、この実情を国土交通大臣に要望をしたようであります。

こうした取り組みにより、今年度から国の制度が見直され、補助の対象が拡充をされております。

デマンド型の乗り合いタクシーの代替手段として、地域公共交通計画、いわゆるマスタープランに位置づけられたタクシー運行であることなどを要件に、自治体が実施するタクシーの運賃補助の取り組みに、国が支援するという見通しになっております。田原本町では来年度の補助金の申請に向けた準備を今進めているとお聞きをしました。

今、紹介をしました例から言っても、この取り組みは非常に参考になるものであり、タクシーチケットを配布するという取り組みは既にコミュニティバスであるぐるぐるバスを運行している本町にとっては、導入をしやすい1番早い方法なのではないかと。コースを変更したり、デマンドという準備が必要になりますが、タクシーチケットということになれば、タクシー事業者さん等への活性化も含めて非常にいい取り組みではないかと思えます。ぜひ、このタクシーチケットの取り組みを導入に向け、検討していただきたいと思えます。

以上を踏まえて、この交通手段から取り残された地域や町民の方に、こういった手立てを行っていくのかという点を合わせて、このタクシーチケットの取り組みについてお考えをお伺いいたします。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまで何度か御質問もいただいておりますが、重複する部分もございしますが、御存じのように佐川ぐるぐるバスにつきましては、町内の公共交通空白地区の解消を図るところで、平成28年3月に作成しました佐川町地域公共交通網形成計画に基づきまして、現在の運行に至っているところでございます。

ぐるぐるバスの運行前におきましては集落のそれぞれの家から直線距離になりますが、400メートル以内、黒岩観光の路線バスやJR、そうした駅なんかを含めまして、ここにぐるぐるバスのバス停を置くことで公共交通空白地区の解消を図るというような形で進めてきたところでございます。当初からデマンド方式につきましても、検討しておりましたが、佐川町は集落と集落の距離が比較的近く、コミュニティバス方式として運行するほうが適しているとの判断が

ら現在のところに至っているところでございます。

先ほど、松浦議員のほうもありましたが、この計画につきましては令和4年度までというふうになっております。で、大変申し訳ございません、私のほうもその、国交省のほうのタクシーチケットのほうが今どういう形で対象になっているかっていうところが、ちょっとまだ勉強のほうができておりませんでしたので、こうした計画策定の段階に向けてもそうしたこともしっかりと視野に入れながらですね、計画策定に向けた準備のほうを進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

もう一度、最終的に聞きしたいと思いますが、この、先ほど課長がずっと経緯を丁寧に御説明いただきました。で、このバスの導入前から視察に行くなどして、議会としても取り組んでまいりましたし、私は一貫して先ほども言いましたが、デマンドということを申し上げておりました。で、今、課長の説明があるように、コミュニティバス、一定、これで空白地域がなくなる、これでいいんじゃないかということでありました。で、確かに今のぐるぐるバスは年々乗客の方も増えておりまして、先日もある方にお聞きすると、大変助かってるということもお聞きをしました。

ただ、一方で、なぜデマンドということをやったとこだわってるのかと言えば、そのバス停まで行けない方がおられます。間違いなく。そういう方をどう手立てをしていくのか。

先日、僕のあるお知り合いの方が、高齢の方でしたがお亡くなりになりました。その方は以前から透析をされており、町の福祉チケットもいただいておりますが、とてもではない、その、バス停までは行けない。福祉チケットも透析に行ってるので、ほぼ半年足らずで使い切ってしまう。あとは何とか自力で頑張りますと、どうしても頑張りがれなくなったら松浦さん、また、ぜひ、そういう家の前まで来てくれるバスやタクシーを相談させてくださいと。それまでは自分の力でなんとかタクシー代を出して頑張りますと言われておりました。間に合わず、先日、お亡くなりになられまして、その方とのお話が今も脳裏に焼き付いておりますが、そういう方はいろんなところにおられます。

現実問題としてそしたら今からデマンドを入れる、バスを、黒岩の方から言えば中までコースを変更する、コースを変更するとなる

とバスを構える必要も出てくる可能性もあるので、現実的な対応としてはこのタクシーチケットというのが、今、佐川町にとっては導入できる現実的な対応ではないかと。コミュニティが走ってないのであればデマンドということを私も一貫して言いますが、先ほどのようなごみのように、今既にその遠い距離を歩いておられる方がいるという現実を踏まえれば、できるだけ取り組むのなら早く取り組まなければならない。ですから、ぜひ、このタクシーチケットというのを導入に向けて検討しますということを御答弁いただきたいと思います。当然、国交省とまたこの計画が1年に1回かも知れませんが、これにどう乗せるかということもあると思いますので、ぜひ前向きに検討するということで、お考えをいただきたいと思いますが、御答弁いただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

松浦議員から奈良県の田原本町の取り組みを紹介いただきました。タクシー料金の初乗り料金を補助する制度ということで、国のほうもそれに対して前向きに制度をつくったというお話も聞きました。私、その内容は今松浦議員から初めて聞いて知ったところであります。

佐川町としましても、最後の最後、よく日本全国ラストワンマイルという言い方をしますけども、やはり家の前までの最後の移動手段をどうするかというのが日本中の大きな課題だというふうに私も認識をしております。

このタクシー料金ですね、初乗り料金の補助につきましては、しっかりと役場として検討していきたいと、検討しなければならない事案だなというふうに思いますので、取り組みをさせていただきたいと思います。

あわせて、議長よろしければですね、先ほどのごみ出し支援について少し、回答させていただきたいんですけども、休憩願います。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時41分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

先ほどのようなごみ出し支援のことについて少し説明をさせていただきます。松浦議員がおっしゃるようになかなか浸透していくには難しい取り組みかもしれません。ただ、参考にした新潟の市におきましては、自治会でごみ出し支援を協力するという取り組みを10年以上続けてですね、子供たち、中学生も含めて子供たちもそのごみ出し支援に参加をするようになって、地域のつながりがすごく強くなったと。いざ、災害に対する避難をしますとかですね、防災についても防災力の向上が地域として強まったというふうに考えてますということで、引き続き今そのごみ出し支援制度を継続している自治体もあります。

ただ、松浦議員おっしゃるようですね、住民の方の中にはやっぱり地域の方にはお願いをしたくないと、お願いしづらいという方もいらっしゃるので、そこは柔軟に対応させていただきたいということで、私はお話を説明をさせていただいております。もし、ごみ出し支援が必要なんだけど、やはり、地域の自治会の同じ自治会の人にはちょっと頼めないという方がいらっしゃいましたら、そういう方につきましてはシルバー人材センターさんに委託をするとかですね、地域で地域づくりの活動をしている団体にお願いするとか、そこは臨機応変柔軟に考えさせていただきますので、また、そういう方について教えていただければというふうに思います。以上です。

9 番（松浦隆起君）

まあ、もう質問終わりましたから、もう深く言いませんが、そこがちょっと町長はやはり理解が届いてないのかなと。ですから、個別でそういうことを言うと、「いやー、自治会に言うてもうたらないのに」と、個人的になかなか言いにくい人もおるじゃないですか。そういうことを。だから、そういう気をつかう人たちをつくるのではなくて、制度としてつくったらどうですかということを言わしていただいているので、それでもう一度検討するかどうかわかりませんが、個別を拾うということではなくて、少なくともここは1万3千弱の人口がおって、高齢者の方もおられるわけで、一定数。個別にというのは、そんなに個別にというのであればほかの取り組みも個別の声をしっかり聞いていただきたいということになりますが、で

きないでしょ。担当の方も大変やと思います。そういう対応をあまりするのは。もし、いいねということになって、みんなが出てくると。だから業者さんに頼むということが1番だと思いますので、再度検討がされないようであれば、またお聞きしたいと思います。

それでは最後、3点目に移ります。

水道施設の未普及地域の解消について伺いをいたします。

平成17年に初当選をさせていただいて、初めての議会であります。そのときの12月定例会においての最初の質問がこの水道施設が布設されていない地域への取り組みということでございました。平成17年の12月定例会でこのように申し上げました。「水は人が暮らしていくうえで何よりも欠かせないものであります。その水に不安を抱えている町民の方がまだ多くいるという現実を、もう一度見つけていただければと思います。そういった観点から見ますと財政的に厳しい、また、費用対効果がないということだけでは片付けられない問題だと感じております。まずは上水道の未整備地区を将来的になくしていくという視点からのスタートが必要ではないでしょうか。そういったビジョンを立てたうえで、1年、1年計画的に進めていくことが必要であります。そういった意味では水道事業自体の抜本的な改革も含めて総合的に判断し、策をこうじていく以外にこの問題の進展はないと考えます。佐川町に住む以上、いずれの町民の方も平等に同じサービスが受けられるべきだと思います。」と。これ16年前の質問の折の発言であります。この考えは一貫をしております。今全く同じ思いで本日も質問をさせていただきます。そして、16年たった今もそういった地域や御家庭がいまだに残されているという事実は重く受け止めなければならないのではないかと考えております。

初めての質問で取り上げた地域は黒岩地区でありました。その後、加茂地区についても地域の方から御相談をいただき、地域の方の声を要望書という形で署名を添えて届け、今では黒岩地区、加茂地区の御相談をいただいた地域に水道施設を布設していただいております。そういった取り組みを通じ、今、お話しした地域の方や、それ以外の水道施設の未普及地域、また、お家の方の声を数多くお聞きをしてきました。その声はどれも切実なものでございます。

ある方のお家ではコップに入った濁った水を見せていただき、私たちは毎日毎日こんな水を使って生活しているんですという声を聞

きました。また、あるお家ではこの水は検査されましたかとお聞きをしますと、「検査をすると不適合という結果が目の前に示されるのはわかっている。それをわかって使うのが怖い」というお声もお聞きをしました。また、あるお家では「台所で使う電気製品が、井戸水を使うと故障しますと、説明書には上水道以外で使用しないでくださいと書いてある。ほかの人たちが普通に使っているものが私たちは使えないんです。」という声もお聞きをしました。上水道を当たり前のように使えている私たちからは本当の意味で感じる事ができない御苦労を、上水道が届いていない地域の方は毎日毎日身を感じながら生活をされております。そのことを行政側も私たちももっともっと我が事のように想像し、敏感に感じなければならないのではないかと考えております。

最初の質問の折に申し上げましたように、まずは未普及地域や世帯がどれだけあるのかという実態を把握し、その解消に向けてはどれだけの費用がかかるのかというのを試算をし、可能なか不可能なのか、そして、具体的な計画を検討すべきであります。

そこで、まずお聞きをしたいと思います。本町におけるこの水道施設の普及率、未普及世帯の数、そしてもし、試算しておられるようでありましたらこの未普及世帯の改修にかかる費用をお示しいただければと思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

まず、上水道の給水区域内における水道の普及率につきましては令和2年3月31日現在で92.19%、給水戸数は5,012戸となっております。高知県の平均94.4%から比べますと佐川町は低いということにはなっております。

続きまして給水区域内で未普及となっている件数につきましては、町内6地区ごとに佐川が19件、永野が3件、斗賀野が7件、尾川が6件、黒岩25件、加茂8件、合計68件となっております。その理由といたしましては本管からの延長が長い、国道を横断する必要がある、水圧不足などの地理的条件により給水区域内でありながら未普及となっております。

続いて、これを水道を引っ張った場合ですが、給水区域内で本町が布設した配水管から離れており、先ほど言いました68件の方についても合計延長が1万4,900メートルとなっております。この方々

への給水管工事費用、一般的な家庭に引く給水管直径 20 ミリメートルで試算した場合には、標準工事費で 2 億 9,760 万円との試算になっております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

はい、わかりました。

後ほど、少し触れたいと思います。

そもそもこの取り組みの規模は行政側自体にこの水道未普及地域の解消に取り組む意思があるかどうかという点にあります。これまで本町において、いわゆる上水道の本管の布設については末端 2 戸というルールにおいて実施をされてきております。その理由は主に水道会計は企業会計であり、費用対効果という視点からであります。ただ、このルールは水道施設が届いておらず、水に困っている町民の方からは納得を得られるものとはなっておりません。

今回、この質問をさせていただくきっかけとなったのは、ある地域の方からの御相談でありました。その方からは水道施設が布設されておらず、長年井戸水を使用しており、近年、水量が減りこの先に不安を感じておられるという声をお聞きをしました。そのお宅はいわゆる道路から皆さんが使われている幹線的な道路から見える場所にあり、決して山奥にあって、あそこなら水が届いてなくて仕方ないねという地域ではなくて、私が見れば、あそこに水がいてないんですかというところです。佐川町の文化レベルはどうなってるんだろうと思われても仕方がないような所でありましたので、最初、そのお宅に伺ってお話を聞いたときには驚きました。

その方は担当課や議員にも何度か相談をしたそうですが、先ほど言いました 2 戸以上でないと経費的な問題でなかなか検討できないと理由を言われたそうです。その理由には到底納得できないと憤られておりました。ほかの自治体では末端 1 戸でも水道が引けていると、自ら近隣の町村にも問い合わせをしたようです。佐川町ではなぜできないんですかと。切り捨てられるにも等しいと、非常に憤慨をしておられました。

全国の自治体の例や、各自治体、同僚議員からもできる範囲で情報をいただきました。が、本町のように末端、本管から 1 件しかないというところまでのところは引くことができないと。そういうような理由で何の手立ても打っていないという例はありませんでした。聞いた範囲では。何らかの方策を打って水道の布設を行う努力を最

大限しているようであります。で、調べてみますと全国の自治体の中には、それぞれの自治体で計画を策定している水道事業計画、本町にもございますが、その計画に水道未普及地域ゼロというのを掲げ、具体的な年度計画を立てて、組んで、取り組んでいるところが多数ございます。そして、この水道未普及地域解消の取り組みは、以前より国も取り組んでおりまして、水道未普及地域解消が豊かな国民生活の実現に向けて、極めて重要な課題であるとの指針のもと、厚生労働省では平成5年に水道未普及地域解消事業を創設し、水道未普及地域解消計画を立てることを各県に通達もしております。

この水道未普及地域解消事業、令和2年度の予算は27億9千万が確保されております。国が取り組んでいる理由は少し大げさになるかも知れませんが、日本国憲法第25条、詳しく条文は言いませんが、そこに起因しているのではないかというふうに考えます。あくまでも国としては厚生労働省が管轄して行ってるということは、衛生面、生活の面、そういう観点から水道を行き渡らさなければならないということだと思います。

こういった国の事業とは別に、自治体独自で未普及地域解消に向けて取り組んでいる自治体も多数ございます。

ある自治体では国庫補助事業等の補助対象とならない未普及地域において、施設の整備に要する費用の補助を上限を決めて行っております。これはそこに住まわれている方が、自らが工事を設計し、工事契約を結び、工事を御本人がしていただいて、そこに町が補助をするという仕組みでございます。先ほど未普及世帯の解消にかかる概算金額、約3億円だと思いますが、示していただきました。戸数も68件、それぞれ家によっては金額の高低があると思いますが、私個人の見解としてはこれは決して不可能な額ではないと感じております。

今、給水区域内というお話でしたから、給水区域外がそんなにたくさんないかも知れませんが、給水区域外となるともっと費用はかさんでくると思いますので、まずはこの給水区域内をどう取り組むのかということだと思います。で、しっかりと複数年度にかけて、これ1年2年でやれということではなくて、計画的に地域をローリングするなど、一つの地域だけに何年もかけてということではなくて、ローリングさせながら実施をするということをしていけば可能ではないかと。

例えば水道事業会計の事業として行わず、先ほど示した例のように一般財源から補助事業として行うという方法も考えられると思います。ただ、これは一つネックは金額が高くなった場合に個人の方の負担分が負担できないということも出てきますので、そこは補助をするとなるとどれだけということにもなると思います。

要は先ほども申し上げましたように、水道事業から取り残された人たちに何とか水道を届ける道を探るのか、それとも現実的にみて金額的にみて無理ですと、取り残してしまうのか、これは最終的に町の判断に委ねられます。

町長は世界一幸せなまちを目指すと最近常々言われております。しかし、私は1番のライフラインである、ライフラインの中でもライフラインのこの水に困っている人たちを取り残した状態で世界一な幸せなまちとはとても言えないと思いますし、そこに住まわれている方はとても幸せなまちとは感じられない。世界一幸せなまちを目指すのであれば、ぜひこの水道未普及地域の解消に向けて道筋をつけていただきたいと思います。

以上について、お考えをお伺いいたします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

私が町長に就任させていただいて、仕事をさせていただくようになってから8年になります。

この8年間、上下水道の運営協議会の中でも、地域の皆様からの要望のあった事案につきましては、前向きに水道の普及ということに努めてまいりました。

今回、松浦議員からまだまだ足りてない部分があるよというお話をいただきまして、水道のこの未普及地域の解消につきましては、しっかりと計画を立ててですね、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。また、松浦議員の視点からもいろいろと御提案、御指導いただければというふうに思いますので、また、今後もしよろしく願います。以上です。

9番（松浦隆起君）

具体的に、そういった解消に向けて検討に入っただけという判断をしてよろしいんですかね。

冒頭でも申し上げましたが、本日は佐川町の誰一人取り残さないまちづくりを進める覚悟が町側にあるのかなのか、その覚悟をお

聞きしたい、そういった意味でお聞きをいたしました。もしかするとお聞きをする機会も僕はこれが最後になるかも知れませんから、その意味でお聞きしました。

佐川町は町長初め、職員の皆さんの努力と町民の皆さんの協力ではほぼ全ての分野で一定レベル、それ以上の取り組みがされており、住みよいまちづくりが進められているというふうに思います。しかし、その一方で全体から見れば決して多くはないかもしれませんが、取り残されている地域や人たちがいることも事実であります。そういったところにも光をあてていくことも、また、そういったところに光をあてていくことこそ我々や行政の方に求められていることであり、重要な視点であると思います。ぜひ、そういった視点を私も忘れずに、また、執行部の皆様も忘れずに行政運営を行っていただきたいということをお願いしまして、この任期最後の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、9番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、10時10分まで休憩します。

休憩 午前10時

再開 午前10時10分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、3番、西森勝仁君の発言を許します。

3番（西森勝仁君）

おはようございます。3番、西森勝仁です。私は以前、この定例会の一般質問をボクシングの試合に例えまして「公開スパーリングも終了し、いよいよ残り12回戦のゴングが鳴った」というふうに申し上げたことがありましたが、あれからあっという間に4年間、16回目の定例会が始まっております。今日がいよいよ最後の質問となつてまいりましたが、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、堀見政権8年間の総括についてであります。顧みてみますと堀見町長は就任直後には町長室を出て、総務課長の隣あたりで執務を執行するなど、町民に身近な、そして町民の顔の見える町長として、まあ大きなパフォーマンスでデビューいたしまして、そのこ

とにつきましては高知新聞にも2度ほど掲載されたとおりであります。しかも、それも町政に対する苦情や直訴のない間のことでありまして、つかの間のパフォーマンス、あるいはジェスチャーであったのではないかと考えておりますが、町長自身もそうであります、今や副町長まで個室に囲い込んでおると。個室をつくって囲い込んでおるような状態になっております。

就任当時言っていたように町民の声を聞き、そして町民との対話のある顔が見える開かれた町政の実現とは随分かけ離れてきたように思っております。これは私だけが思っていることでなく、多くの町民の皆さんが実感していることであります。

そして、これまでの7年間で堀見カラーを出して予算編成し、執行した予算は決算審査意見書の2ページにありますように平成26年度から7年間で約500億弱であります。また、この当初予算にかかわりましてはある年の予算では10億円不足しているが、どうして不足したのかわからん。こういうような行政報告もあったと思っております。

そこで、町長にお尋ねいたしますが、費用対効果あるいはその業績について自己評価として100点満点中何点つけられると思っているのか、その根拠も含めてお尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

16回目の御質問ありがとうございます。西森議員の御質問にお答えさせていただきます。

8年前、就任当初、私は町長室の席とチーム佐川推進課、当時は総務課でしたが、課長の隣に席も構えていただいて執務しておりました。職員の仕事の様子も見えたかったですし、住民の皆さんの声も聞きたいという思いで座っておりましたが、ある事件がありまして、警察の方とも相談をしてやはり町長は町長室で執務をしてもらったほうがいいと思うというアドバイスもいただいてですね、いろいろ、いろんなことがあります。ですから、私の判断で最終的には課長の隣で執務をするということはやめるという決断をさせていただきました。それ以降もしっかりと住民の皆様の声に耳を傾けて、住民の皆様からの要望をお聞きして事業を前に進めてまいりました。

西森議員から100点満点で何点だというお話がありました。私の、私自身として、私自身に点数をつけるのはこの場では差し控えさせていただきたいというふうに思います。ただ、多くの事業もやって

まいりましたが、この８年間でしっかりとやるべきことはやって、別に貯金を増やそうという思いもなく、しっかりと多くの事業をやってまいりました。ただ、国からいただけるお金はいただいて県から支援いただける、補助いただけるお金はいただいて、町単独で出すお金をできるだけ少なくした中で上手にこの佐川町の経営をしようと、経営的な視点で取り組んだ結果、特に貯金を増やそうというふうに思ったわけではないんですが、一般会計特別会計合わせてですね、この８年間で７億ほどの基金が増えております。貯金が増えております。これもありがたいことだなというふうに思いますが、今後道の駅の整備と図書館の整備と、施設整備にお金がかかる部分もありますので、施設整備の基金にも向けて、また、借入の返済も余力をもって行いたいという思いもあってですね、基金にも積むという形で健全な経営をしっかりと８年間やらせていただきました。まあまあ頑張ったほうじゃないかなというふうには思っております。以上です。

３番（西森勝仁君）

まあ、個室に戻ったのは警察に相談して安全確保ということだったようでありますけど、まあ、そのことについては職員は知っているかもしれませんが、町民にはその他のことは全く知りません。で、それと、副町長を個室をつくって囲い込んだ、これとは全く関係ないと思います。今のがも詭弁方便に近いというふうには私思っております。

そして、評価については控えるということではありますが、自分なりに頑張ったほうじゃないかという評価をしているということでもあります。それはそれで人それぞれの評価であろうかと思いますが。

ところで、一昔前、民主党政権がありまして国民の多くは大変期待したものでありました。選挙では佐川町でも私の知人も含めて多くの方が「もう民主党のもんぞ」とこういってはばかりではありませんでした。しかし、少し時が流れてしまいますと、今度は多くの人から「悪夢の政権だ」と、こういうふうにやゆされたわけがあります。果たして堀見町政は、８年間の町政はどうだったのか。先ほど、松浦さんの質問にもありましたけど、世界一しあわせなまちにどれだけ近づけたのか疑問が残るところであります。町民の中には大変厳しく評価する人もいます。

しかし、私の場合は６、７年前ですか、霧生関のあそこに防災型

のヘリポートもできまして、多くの人命が救われたことでありました。私の友人も70歳くらいであります、この方もくも膜下出血を起こしまして、倒れまして、あそこのヘリポートがあったおかげで一命を取りとめまして、今は元気に農業をしているところであります。

しかし、このヘリポートも道の駅関係で今まで聞いてきますに、もう風前のともしび、こういうことであります。あれは「撤去するのか」と聞いたら、「撤去はしません。駐車場にする。」と。あれほど立派な重装備の、自衛隊の大型ヘリが重機を乗せて着陸できる。こういうなかなかないヘリポートであります。まあ、ヘリポートといううちにヘリコプターの離発着場ということだろうと思いますが、なかなかああいうものはできない。

また、防犯カメラもほぼ完備していただきました。そして念願だった明治の客車、あれも展示をされまして上町観光に華を添えているところであります。さらに、廣井勇の銅像もできました。ちょっとおそきに失した感は否めませんが。

こうしたことから私は一定の評価はするにはしています。しかし、この業績というものはまあ微々たるもので、総合的に費用対効果、これから言えば事業効果が見えない中で次から次へと新規事業を仕組んできた。こういうように事務量がどんどん増えていきますと、職員も疲弊して当たり前のことであります。

町長は先の議会で私の質問に対しまして「費用対効果は十分出ている」と。これはその例に挙げたのが発明ラボとかこういったものであります、私が発明ラボと言っても、「あの作品を国内ならまだしも、銀座や渋谷に出している。また、遠くアメリカニューヨークまで出すような代物か」と、こう言ったこともあります。そして、「帰りはあの作品をどうしたのか。持って帰ったのか、処分して帰ったのじゃないか。あれば見せてもらいたい。」こう言っていましたが一向に見せてもらえない、あるいは見る機会には至っていません。町長は首を横に振っていますが、議事録を見てみたら明確です。

こうしたことから町民もいろいろといい悪い、いろいろ言うております。それにお金の使い方にしても無駄遣いと思われることが指摘をされております。例えば今、松崎の民有地にも使っていない公用車が前から置いてありまして、ずっと前から指摘をしております。その前には川ぶちに置いてあってある自治会長からも「あの公用車

はずらり並べて動きゆうようにならないが、いっつもあれ腐らしやせんかよ」と、そういうことがありまして、「ちと聞いてみてや」ということやったから私も質問させてもらいましたし、その後、松崎にずらり置いていっつも 20 台くらいが並べてあるが、これは永田議員も厳しく聞いておりました。町長の答弁は利用頻度については承知していないので、調べておく、こういう答弁でありましたが、その後の総務課長の答弁で出張に行くときなんかはあれを使いゆうというような、概要はこんなようなことやったと思います。

それから私は毎日見っていますが、まあほとんど動いていない車がある。ほんで、8 月の中頃には草の中に埋もれて、去年指摘されたもんやから草刈りをしたと、こんな状況でありますので、私が一般的にこういうことから、こういうことを指摘したにもかかわらずは正もされていない。こういうことを総合的に勘案して私はいい町政だったというふうには思えません。こうした結果は 10 月 10 日に選挙が執行されますので、町民の審判、判断が下されることと思っております。

ところで、町長はこうした選挙、選挙に負けるということは恥ずべきことと思っているのか。これをちょっとお尋ねしてみたいと思いますが、聞くとお尋ねによりますとある立候補予定者に対しまして、「あなたは選挙で大差で負けて、もう佐川にはいられなくなりますよ」と、こういうふうに脅しともとれるようなことを言っていたようであります。発言のあった時期、日時についてはここでは特定しませんが、議長に対して暴言を吐いていたあのころのことです。真意のほどはいかなるものか。町民の中には「こりゃあ選挙妨害じゃないかよ」という人もいます。改めてお尋ねいたしますが、選挙に負けるということは恥ずべきことなのか明解な答弁を願います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。あの、いろいろ西森議員から質問いただきましたが、今回の選挙の件でものすごい数のうそと悪口と誹謗中傷がばらまかれております。本当どうということになるんだろうというぐらいうそだらけの話になってます。

私が佐川にいられなくなるだろうと、そういうことも言ったことはありません。うそです。真っ赤なうそです。本当にここまでたくさんのうそが言えるもんだなって私自身びっくりしてます。

西森議員は公用車のこと、佐川発明ラボのことを取り上げて無駄

遣いをしているというふうにおっしゃいました。これまでも公用車のことに関しては説明をしてきました。無駄遣いはしてません。

無駄遣いをしているだろうという西森議員がその商工会の裏側にあるもと青年団の建物、雨漏りしてます。マージャンを多分やられてると思いますけども、それを税金で直せって言ってくるんでしょかね。そういう人が税金を無駄遣いしているということは言わないでほしいなというふうに思います。

私は選挙に負けることは恥ずべきことだとは思っていません。一生懸命立候補した人が全力をかけて戦って、その結果として勝ち負けがあるというふうに思っております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

えー、町長から質問にないことも答弁をいただいたようなことでありますが、老人憩いの家の雨漏りについての発言がありました。あれは町有地に当時の青年団が青年の家として建てて補助金も入っています。それを各地区に、青年団がいなくなった、少なくなった後、各地区に老人憩いの家を建てていったときに佐川はあれの建物があるからあれを使わせてもらったらいということ、老人憩いの家として社協が管理をしているわけであります。

町長は何も知らないで、まあ、この問題は別に通告していませんけれども、あの雨漏りを直していただきたいということで7、8人で陳情に行きました。見積書は120万くらいでありました。で、その町長に陳情に行ったとき、会長に、老人クラブの会長に「今会員さんは何人くらいいますか」と「まあ、200人、230人くらいですよ」と言ったら「じゃあ1人1万円集めてください。それで直してください。」こういうようなつれない返事やったわけです。そして、1年くらいたって副町長に「じゃあ半分くらい見てもうたら半分くらいなんとかするから」とそれもナシのつぶて。これは質問にないことですからこんなことはどうでもいいですけど。

で、質問にあったことを言います。今、その候補者にそんなことを言ったことはない。今はこの前も言いましたように、誰もが便利な電子機器をもっている時代であります。このことにつまみしてはないと言い切りましたので、しかるべき時期にしかるべきところで多くの方々に録音を聞いてもらう、こういう時期がくるのではないかと考えておりますので、これはないと言え、町長が今ないと言いましたから、これは大いに聞いてもらいたいと思います。これ

はそういうふうにお伝えをしておきます。

そして、これも全然質問の内容を変えた答弁でありましたが、いろいろ憶測や誹謗中傷が乱れ飛んでいると、こういうことであります。そりゃ町長のところにどんなガセネタが届いているか知りませんが、まあ私のところにもいろいろな下品な情報、あるいは違法まがいの情報なども私の耳に飛び込んできています。いずれにしてもこんなことじゃどうにもならん。きれいなクリーンな選挙であってほしいと思います。これは候補者が襟を正さなこりゃどうにもならん。これはきつく言うておきます。また、この関連することにつきましてはこちらとあとで触れさせてもらいます。町長の思いも十分聞かせてもらいます。

次に、コロナ感染予防接種の進捗状況についてであります。町民の間では「佐川は遅いがなぜ遅いが」こういう声をよく聞きます。また、町民同士では「土佐市が1番早い」とか、また「越知もとうから済んじゅうよ」とこんな勝手な話を聞きますが、私はこういう事実は全く承知しておりません。

ただ、ここに8月5日付の高知新聞のスクラップがありますが、これを見てもみますと、見出しに「高齢者接種ほぼ完了、県内の22市町村が8割を超えた」というふうに報道されております。そして、一覧表として掲載されております高齢者接種状況、これを見てもみますと佐川町は対象者数が5,156人で、1回目の接種率が83.4%、2回目が69.7%、こうして2回目までが終わっている市町村の中で1番低いのは四万十町で61.5%で佐川町は下から2番目であります。しかし、四万十町は6月分、この実績までしか反映していないので、実際は85%を上回る、こういう談話が載っておった、担当者のお話が載っておったわけであります。

こうなると町民が言うように1番遅い。なぜぜよと。こういうことになってますが、なぜこういうことになっているのか。接種計画に問題があったのか、そのあたりの理由をお尋ねをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

西森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この新型コロナのワクチンの接種につきましては佐川町におきましては5月の中旬から一般の65歳以上の方の接種を始めております。この高知新聞が8月5日付で載せたという市町村の接種状況、接種率につきましては私のほうも新聞で見えております。そのときに

高新のほうからも接種状況はどうかということで7月31日現在だったと思いますけれども、接種率を答えております。

その中で2回目の接種率が69.7%ということになっておりますけれども、この要因ということにつきましてはまずこの数字をはじくときにですね、VRSという内閣府のシステムの速報値を使っておりますが、これは即日入力できるものもありますけれども、何日かたって入力するということもございます。そういうこともあって、恐らく四万十町の方もそういうことを述べられたと思います。

一つはですね、集団接種が土曜日曜に多く佐川町やっておりますけれども、その入力のタイムラグがあるということと、あとは高北病院、こちらにつきましては2回目の接種が8月にずれていると、ずれこんでいるという方が何百人かおるとというのが佐川町のそのときの状況でございまして、その部分で少しほかの市町村よりかは低めに2回目が出ているということでございます。

ただ、ちょっと合わせて今現在の接種の状況を申し上げらせていただきますと、これは先週高知新聞に出ておりましたが、県全体の2回目の接種済みの方が全世代を通じて県全体が46.5%。で、それに対しまして佐川町については48.1%ということで、県全体を上回っている状況になっています。それから65歳以上につきましても県は85.8%と。それに対しまして83.5%、佐川町です。若干低めに出ておりますけれども、県全体といたしましてもそれほど低いという数字にはなってございません。

以上のような接種の状況になってます。

3 番（西森勝仁君）

今、担当課長のほうから佐川町では5月中旬から接種を始めておって、接種の実施状況では県が46.5%、佐川町が48.1%、だから低い数字ではない、こういう説明をいただきましたので、これは納得をするわけでありますが、その今も言いましたように四万十町、こういった状況のところが佐川町にもまあ部分があったということでこれは了解をいたします。

次に、この接種希望者の申請であります。これは私もちょっとこの時期に脊椎狭窄症で医大のほうに入院をしていたものでありますから、始まった時期は接種の申請を受け付けの期日が始まったのはいつか承知をしておりますが、私が多分恐らく5月の10日の月曜日から受け付けを始めたんじゃないかというふうに思っております。

す。私が退院をしてすぐに行ったけどもう高北病院は満杯やったということで、で、まあ西森医院にその前に電話しておりましたので高北病院がいっぱいやったらうちでもということでしたけど、なんと西森医院へ行ってもあそこもいっぱい。ほんでまあかわせみのほうへ行ったわけではありますが。

この接種計画を立てるにあたってどのような創意工夫が凝らされたのか。本人からの申請、私のところに届いたのは申請方式だったと思いますが、本人からの申請のみとされたのか。また、この接種計画、こういうものを立てておられるのか。立てておられるとしたらどのように進んでおるのか。予定通り進んでおるのか。また、進んでいるとしたら2回目の接種はいつごろ終わるものなのかお尋ねをします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この最初は65歳以上の方から接種の申し込みを受け付けをいたしましたけれども、この新型コロナのワクチンにつきましてはあくまで本人の申請と言いますか、接種するしないというのは本人の意向に基づいて行うものでございますので、65歳以上の方については電話での予約受け付けを5月10日からいたしましたけれども、そういう本人からの電話での申し出という形になっております。

で、佐川町としては特に65歳以上の方につきましてはやはり持病を持たれてる方とか、やはり接種、このワクチンの接種はですね、新しいワクチンですので、いろいろ不安に思われる方がおいでろうということで、各医療機関、町内の医療機関に協力をいただきまして、個別接種、医療機関での個別接種を中心にしてあとはかわせみでの集団接種で補完をしていくという形、まあ、個別接種と集団接種の組み合わせを用いまして、計画をつくり、現在まで進行しております。現在は、今若い世代の方が接種が主になっております。この、この間の土曜日日曜日もかわせみでの集団接種を行いました。その方の対象には既に10代の対象の方もおいでまして、現時点ではほぼ大方の方の接種については9月末で終了します。そういった中学生を含む10代の方につきましても、今接種を希望される方は10月いっぱいまで全て終了するという計画で、これは計画通り接種が進んでおります。以上です。

3番（西森勝仁君）

ただいま、担当課長の説明では 65 歳以上の方を中心に申請を受け付けたと。まあ、その申請も本人主義であるので申請来なかった人はそれまでよという、それはそのとおりだと思いますが、まあこのようなやり方というのは理解はできますけれども、このコロナというのはまあこの人類の歴史の中にはコレラとかいろいろ起こってきたとは思いますが、この数十年、数百年では今回のような未曾有の対策を、接種という、全員に接種しなければならないという対策をこうしなければならないような事態が起こったときにですね、今回は基礎疾患、これがある方は重篤化するリスクが高い、こういうふうに早くから言われていたわけでありまして、まあ、政策としてこうした方はリストアップして優先的に接種機関、病院を割り振ってあなたはここで何日にしてください。まあ、重篤化する恐れをもっている基礎疾患がありますから、この病院であらかじめ、まあ何人いるかはわかりません。そういうふうにして通知をしてやれば、その 65 歳以上の方が安心するでありましょうし、スムーズに接種ができたと思います。嫌な人はそりゃ当然嫌という返事が返ってきます。まあ、このコロナ対策については 9 月で一応 2 回目も終わるようでありますけれども、このコロナはまだまだ今後も変異株の進化、こういうこともあるようでありますので、さらに 3 回目、あるいは 4 回目があるかもわかりませんが、そのような対処方法、今私がちょっと提案したようなやり方がとれないものかお尋ねをいたします。

特にこの間のように 90 人、高知県の人口で 90 人じゃ 100 人じゃいうて出てきたら爆発的に蔓延してしまいます。接種していない人はもう市内のほうには怖くて行けませんし、佐川の町の中でも人通りはめっきり減っております。まあ、こういうことも踏まえてお願いかたがたこういう方法がとれないものか、検討できないものかお尋ねをします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

まず、ちょっと答え、前へ戻るかも知れませんが、接種をしない方については防災無線であるとか、あるいはチラシを全戸配布をさせていただいたうえでですね、この希望の接種意向確認書というものについて 8 月 31 日までの期限を 9 月 15 日までに延長しております。そういったことをいろいろ対応しながらですね、できるだけ多くの方に接種いただけるように、役場としては努力を重ね

ております。

それからですね、3回目に向けての改善点ということであるかと思えますけれども、これはまだ3回目を打たなければいけないかどうかというのはまだわからない状況です。で、仮に3回目を接種しないといけないとなったときにはこれは対象者は既に2回接種を終えている方になりますので、そういった方々の接種の状況、どこで接種をしているのか、いつ接種をしているのかということが特定をされますので、1回目に予約を受け付けたような、電話で何月何日に申し込みというよりかは、こちらのほうから御案内をするということが恐らく考えられるだろうと思えますので、そういったことも含めて対象になる方がスムーズに接種できるように体制を整えていきたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

いや、そのちょっと質問に対する答えがちょっとピンボケのところもありますが、私が聞きたいのは今の説明では接種していない人がいるので31日まで期限を延ばして集めたよということじゃないかと思いますが、それはしない人は絶対しません。で、その理由としてはこれ本当かどうか知りませんが、妊婦さんなんかはよくないとかいろいろなこれは非科学的なことかも知りませんが、「なんでせんがよ」言うたら「妊婦には悪い」とかなんかそんなような話がありますので、私もそれ以上のことは何も知らないので言えません。

で、3回目するのは2回目をクリアした人が対象になりますよということでそれは十分わかります。その中で基礎疾患のある方を優先的に医療機関、接種機関を割り振って案内することはできないかとかこういうことを今お尋ねしたわけではありますが、それについてはいかがなものかお尋ねします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

まだ、この3回目の接種をどういうふうにしていくかというのがわからない中での回答になるんですけども、今言われているのは、海外の例で言われているのは2回目接種後一定期間を置いて接種をすると。海外で言われているのは例えば8カ月を経過したとかいうことが言われていますので、2回目を接種した状況、状況と言いますか日時、それから医療機関から換算して個別に御案内をするとい

うことが想定をされるのではないかと考えております。

で、例えば基礎疾患をお持ちの方を一堂に集めて何月何日というよりかは個別に2回目の接種から勘案をして御案内をするということが現実的な対応になると思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

まあ、佐川町は佐川町なりの計画の立て方、方針があると思いますのでこれ以上突っ込んだ話はいたしません。

先ほどの説明では9月の、9月には2回目が終わるという答弁をいただきました。ちなみにですね、8月20日の高知新聞がここにあります。これによりますと県全体の年代別の接種状況が公表されておるわけであり。これによりますと、65歳以上の接種率は8月15日現在で2回目を終了した人が83.7%。先ほどちょっと説明もありましたが、46.5%というのは全体のことやと思いますが、この新聞によりますと10代からの全体で県は40.4%。今先ほど聞いた数字は46.5%に上がっておりますが、佐川町における全体、及び年代別の接種状況はどうなっておられるのか。

先ほどの答弁によりますともう10代の方も大分しておるよというお話でありますので、10代から直近の数字を10代から順次お尋ねをいたします。まあ、もう当然2回目を終えられた方だけで結構です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

今、私のほうで把握をしている日時がですね、8月31日現在でこれは先ほどちょっと申しましたが、VRSというシステムに入力された数値になります。全体として佐川町では先ほど申し上げましたが、全体で48.1%になります。で、繰り返しになりますが、65歳以上は83.5%。それからちょっと下がっていきませんが、50代が41.7%、40代が19.6%、30代が21.2%、20代が9.9%。10代、これは12歳から接種できますので、12歳から19歳まで、これが2回接種完了したのが2.5%となっております。

で、これはそれぞれ市町村の接種の順番の仕方が若干違うところがございます。佐川町の場合は基本的には年齢の高い順に御案内をして接種をしていただいております。で、8月31日現在ということですので、この土曜日日曜日に例えば集団接種を行った10代の方、かなり多かったと思いますが、そういった方の数字はここには反映

はできていないということで、低い数字が出ているというふうに考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

了解いたしました。

ところで、今回の接種の申し込みにつきましては先ほどこちよっと私のほうから触れましたけれども、まずはかかりつけ医に、かかりつけの病院があればかかりつけの病院へ行ってその病院が満杯であれば集団接種に回っていくというような計画になっていると思いますが、越知町では集団接種をしていないようであります。その代わり接種機関、これは越知には5つの病院があるようであります、1日の接種者数を公表しておりまして、この病院はいくら、この病院は何人。まあ担当課長は御存じのとおりだと思いますけれども、そういうやり方をしておりましてその情報をみんなで共有しているものでありますから、早く接種したい人はあいている病院に申し込んで接種を受けることができる、できたと。だから早く終わることができるよということであります。

まあ、簡単に一口で言えば「あの病院はあいちゅうけあっち行きや」「こっちのこっちがあいちゅうけ、この日はこっちがあいちゅうけ行きや」ということで皆そういう情報を共有していたようでありますので、これは非常にいいことかと、えいか悪いかは別にしてこれも一つの方策ではないかというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、このような接種が可能としましたら、今回反省すべき点を検証いたしまして、スピーディーに今後対応できるようにその早かったところなんかを参考にして計画を立ててほしいものと思っておりますが、これができるものかちょっと一言だけでもお尋ねをします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

佐川町が接種計画を立てるときにどういうやり方がいいかということではいろいろ悩んだ末に、佐川町の場合は個別接種プラス集団接種で、あと64歳以下の方については接種の意向確認書を出していただいて、どこで接種をしたいかという希望、まあ、希望調査といいますか、そういうものをもって接種を進めていきました。

先ほど西森議員がおっしゃいました越知町の例であるとか、様々な市町村の例がございますので、今後、例えば新たに接種を開始を

すると言いますか、御案内をせないかんということになった場合は
いろんな事例を参考にして、今回の取り組みがどうだったかという
ことを検証をさせていただいたうえでよりよい対応をとっていき
たいというふうに考えております。

今回については間違った計画を立てたという認識はございません
けれども、よりよいやり方を検討していくというのは当然だと思
います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

わかりました。了解をいたしました。

それでは、いよいよ最後の質問になりますけれども、私は冒頭に
申し上げましたように4年間16回の定例会で、今日も含めてで
ありますが、全てにおいて一般質問をしてきたとおりであります。
その中で平成30年6月議会で申し上げましたように、まあ、町長の
リップサービスのものは不要でありますので、答弁漏れや質問のは
ぐらかし、また、質問のすり替えなどのないように、こういうふう
にお願いをしていたところでありますが、私は議会で発言し、答
弁をもらったことにつきましてはここにこういうふうに全部、全
部議事録にしておかまいのない方に配布して、見てもらって回覧
もしてもらっております。これを検証してみますにどうもすっきり
しない。時にはまた往々にして腑に落ちない答弁が多々あ
っておりますので、再度お尋ねをしていきます。

先ほどの松浦議員も住民の不満や疑問、あるいはこうした
声を基本として質問がございましたが、私もこれまで町民の
声や町民が不満に思っていること、疑問に思っていること、
これを中心にお尋ねをしてきたところであります。

その一つとして令和2年9月号に掲載されたチーム佐川監督
メッセージなどについて、町民が「あれは公私混同、あるいは
町政の私物化ではないかよ」とこういう指摘がありまして、
そうした資料、いろいろなものをつけて送ってきたことがあ
りまして、そしてこのことについてお尋ねをしたとき、町長は
「公私混同や私物化は全くない。ただ、西森議員からだけ
は言われたくない。これ以上私の名誉を傷つけるようなこと
を言うと西森議員が副町長時代、どれだけ公私混同や私物
化をしてきたか、私はこの場でとうとうと述べさせていただきます。
私は事実をしっかりとつかんでいる。」という答弁であり
ました。

また、そのとき私は「じゃあ言ってください。」こういうふうに言いましたけれども、まあこのことについては質問の、質問にないことでありましたので、議長が町長の発言を許すことはありませんでした。私が「あとで聞きにいきます」と言うと町長は自分の手で、このマイクで、自席のマイクで言いたいよというジェスチャーがあったわけであります。

私は町民がこれまでおかしいことじゃないかよと言って先ほども言いましたように資料まで添付して送ってきたものをお尋ねしたわけであります。決して町長の静岡時代や東京時代の週刊誌が喜びそんな話題を取り上げているわけではありません。公人としての佐川町長堀見和道のことをお尋ねをしたところであります。

私は今も言いましたように、この議事録の全容を多くの方に読んでもらっておりますので、これを見た、読んでくれた人々の中から「この議事録にあるとおりやったらこりゃあもう町長の答弁としてはおおごと。町長にあるまじきもんじゃない。これははっきりせないかんぜよ。」とこういうて言うてきました。私も最初はちょっとむかつときて「じゃあ言うてください」というようなことがありましたけれども、私はまあすぐ日がたちましたらただのはったりかブラフのようなものと思っておりましたので放っておきました。しかし、10月10日には選挙がありますし、私のこけんにもかかわることです。また、これがお互い最後の議会になるかもしれませんので、後悔のないようお尋ねをするところではありますが、町長は事実をしっかり掴んでいると、こういうことでありましたので、そりゃ私も誤解を招く言動があったかもわかりません。それはそれで戒めなければならないと思っておりますので、この町長の事実を掴んでいる、これをお聞かせ願いたいところであります。酒場の話やよもやま話でなく、責任の所在を明確にしてしっかり答弁願います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

今話のありました内容につきましてはこの場で答弁させていただくことは控えさせていただきます。以上です。

3番（西森勝仁君）

それはね、今、控えるということですけど、事実があれば言うてください。私も襟を正さなければなりません。選挙もあることですし。この町長のあの脅し文句のようなものがまかり通っていくと私

もちよつと選挙も戦えなくなります。ここでは言わない、いうことですけど、事実がなければないで言ってもらいたい。事実を今把握している。恐らく誰にどんな話を聞いたかおよそ見当はつきます。こっちから2、3人挙げてもいいと思いますけれども。この議場におる人間もおると思います。

町長からの答弁がなければはったり、ブラフというふうに受け止めます。それでよろしいか改めてお尋ねをしておきます。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

脅し文句、西森議員から脅し文句っていう言葉は出るとは思ってなかったですけども、お互いそういうことはやめましょう。ね。以上です。

3 番（西森勝仁君）

やめようということですけど、事実がないことはやっぱり言わないでください。休憩中でもいいですので言ってくださいよ。事実があったとしたら。

今も言いましたように説明がないので、もう水に流しておきます。それでいいですか。

町長（堀見和道君）

はい。そうしましょう。以上です。

3 番（西森勝仁君）

まあ、あの、水に流すことといたしますけれども、町長からそういうのはみ返ったような答弁をいただいたわけではありますが、自分なりにどこか非があったのではないかということは自分も非常に戒めておりますので、今後私も十分気を付けてまいります。

これで1期、4年間の一般質問は終わりになりますが、もし次に質問をする機会がありましたら、これ選挙がありますので、町長も私もどうなるかわかりませんが、町長がいつも言っていますように、冒頭のリップサービス、こういうものは不要でありますので、真摯に歯切れのよい答弁をお願いをしておきます。

町長はこの冒頭の、私に言わせればリップサービスのようですが、町長は自分を戒める意味でも、そしてまた、議員の質問に謙虚でありたいためとこういうふうに説明がありましたが、私は謙虚さなんてみじんも感じたことはありません。ほかの議員さんの質問を聞いていまして、先ほど松浦議員さんからも厳しい指

摘がありましたけど、まさにそのとおりであります。議員は住民の声をこの場でお伝えをする。執行機関とは違うわけで、そのあたりはちゃんとわきまえて行政を執行してもらいたい。こういうふうに思います。

それに、謙虚さというものは経験を積みば積むほど自分に足りないものを実感し、身につくものであるとこういうふうにより現代医学のゴッドハンドと言われている金沢脳外の佐藤秀次先生は言っておられますので、こうしたことなども参考にさせていただきますようお願いし、任期最後の私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで10分間の休憩を取ります。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、1番、橋元陽一君の発言を許します。

1番（橋元陽一君）

1番議員、橋元陽一でございます。通告に従いまして多く3つの柱で質問をさせていただきます。

質問通告書の中で少し間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

コロナ感染のところの質問のところで65歳から12歳という表記をしてしまったけども、そこを64歳から12歳というふうに直していただきたいということと、それからもう1カ所は公立病院の統廃合の動きにつきまして、2つ目の項目にあります外来患者と外来収益差の、収益の差の原因の分析等について、この項につきましては私のちょっと認識不足があってこういう質問の項を立ててしまいました。これは削除していただきたいというふうに思います。すいません、お手数をおかけしますがよろしくお願いいたします。

それでは最初に、東京オリンピック、パラリンピックの開催に伴い、新型コロナウイルス・デルタ株の第5波感染拡大は、感染のピ

ークすら予測できないまま、特に若い世代に急速に広がり、深刻な事態が続いています。

感染者が病院に行けず、自宅待機で療養中に亡くなっている事態も次々に発生をしております。千葉県ではコロナ感染した妊婦さんが早産となり、受け入れ病院がなくて自宅出産せざるを得ない事態となり、生まれた赤ちゃんが亡くなるというとても悲しい事態も起こりました。入院を必要とする患者が入院できない事態というのはまさに医療崩壊だと私は思っています。

世界各地ではPCR検査などの社会的検査が行われ、陽性患者を確認をし、保護することで感染防止対策を行ったり、ウイルス感染への医科学的な対策はワクチン治療でしか対処できない現状の中で、アメリカやイギリスなどでは大学などと連携した研究機関が、国の支援を受けながらウイルス感染対策の医科学的な基礎研究を積み重ねてきて、ワクチン開発が進み、国民的な規模で接種が行われてきております。

こうした中、日本政府のコロナ感染防止対策はPCR検査の実施体制やワクチン開発など、世界の流れから大きくおくらせてきたことは国際的にも明らかになっているところであります。この問題につきましては、これまでの一般質問の中でも何点か指摘もさせていただきました。

この間、コロナ感染が拡大し続ける中、職員の皆さんが日常の業務に加え、感染対策や町民の生活・仕事などの支援対策に関連する担当課の職員の方々、家族や家庭で過ごす時間を削りながら、町内の保育園、小中学校、介護施設や医療現場での感染防止対策、また、町民へのワクチン接種、仕事や生活の支援など町民一人一人の命と暮らしを守るために御尽力されてきたことに心から敬意と感謝の気持ちをお伝えいたしまして、通告に従いまして以下質問に入りたいと思います。

最初の質問はコロナ感染第5波感染防止対策についてであります。町政報告の中にもありました。重なることもたくさんあるかと思えます。また、先ほどの西森議員の質問とも重なる点もあるかと思えますけども、御容赦ください。

65歳以上のワクチン接種の成果と課題についてであります。対象町民の70%の接種を想定をして個別接種と集団接種が行われております。改めて、個人接種と集団接種の接種結果について、申請者

人数と接種人数の報告を求めたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この 65 歳以上の方の接種につきましては今現在でほぼ 2 回の接種が希望される方、完了しているというふうに考えております。ですので、申請者イコール接種者というふうに捉えていただいております。おむね結構だというふうに考えてます。その中で 8 月 31 日現在の数字を申し上げます。町内の個別接種、いわゆる医療機関での個別接種を 2 回接種された方が 2,499 人。町内でのかわせみでの集団接種を受けられた方が 1,399 人。これ以外に町外で、県内県外あわせまして町外で受けられた方、これはちょっと個別、集団というくくりはありませんけれども、409 人です。で、合計して 4,307 人が接種をしております。65 歳以上の接種の対象者の 5,156 人に対しての接種率は 83.5%ということになっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、そしたら、接種に向けて役場から通知をされて、本人から申請書が届き、1 回目の接種日の通知と接種、2 回目の通知と接種でキャンセルなどがあり、対応に苦慮されたことではないかと思うんですけども、キャンセルがどの程度あったのかなかったのか、キャンセルが出た場合はどのように対応されたのか説明を求めたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

65 歳以上の方の予約から始めましたけれども、これを 5 月 10 日から電話で予約をいたしました。で、正確なキャンセルの数というのは把握できておりませんが、1 回目、2 回目ともにキャンセルは比較的少なく、キャンセルの率は予約全体の 5 %以内に収まっているというふうに考えてます。

キャンセルが発生した場合の対応につきましては、町内の医療機関と取り決めを行い、まず、接種を行う医療機関ごとに備えています予約者名簿から後日予約されている方に連絡することと。それでも各医療機関で対応できない場合は健康福祉課と連携し、健康福祉課が持っております集団接種、この予約者名簿からまだ接種案内を発送していない方に連絡をとり、補充するという体制を組んでおります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう丁寧な対応をさせていただいて、ときどき新聞報道にもありましたけれども、計画の実施がスムーズにいかなくてワクチンを捨てざるを得ない事態もあったということですけれども、そういうのは本町ではほぼなかったという判断をされているのかどうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

キャンセルの対応もそういうふうにきめ細かくさせていただきまして、1 瓶当たり 6 回のワクチンを取れるわけですがけれども、それを捨てるというふうな事例は基本的にはないと考えております。

1 番（橋元陽一君）

はい、本当に接種を希望される方、また、町民の方、待っている方々への対応も丁寧に進められているのかなというふうには思います。

次にですね、高北病院含めて先ほども報告がありました、5 つの個人病院の個人接種、あとかわせみでの集団接種が行われております。町政報告でも大きなトラブルはないというふうにも報告されていますが、私は救急車で搬送された方のことを少しお聞きをしているところです。副反応で特異的な反応などが起きた事例を町内で把握されているかどうか、把握されていたらどのような事例がどのくらいあったのか、そしてその対処はどうされたのか概要で構いませんので、個人接種の場合と集団接種にわけて御説明いただければというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

これまで、かわせみでの集団接種、それから各医療機関での個別接種、ともに町内での接種会場でいわゆる副反応に伴う医師の処置を受けた方はいないということを確認してます。

一方で、これは両方に共通しておりますので、ですが、緊張などから経過観察中、いわゆる接種を行ってから 15 分ないし 30 分経過観察を行いますけれども、そういった経過観察中に気分が悪くなる方はおいでになりました。そういった場合でも救護室、かわせみでありましたら健康福祉センターかわせみの中に救護室を構えております。医療機関ですと別途救護室等で対応して、看護師等による血圧、それから心拍数、体温といったバイタルチェック、こういうの

を行いながら安静を保ち、最終的にお医者さんのチェックを受けて帰っていただく対応をとったケースがございます。

先ほど、橋元議員おっしゃいましたが、私どものほうも各医療機関に確認をいたしましたけれども、これまで町内の接種会場において救急車を呼んで病院に搬送したケースはないというふうに確認しております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

私もその方に改めて確認をしていかなければならないと思うんですけども、私自身も1回目接種して翌日、ちょっと1日中立っておれないなという、横にならないといけないなというような状況もありましたので、ひょっとしたら接種会場だけでなく、その後、日を置いて容態が変化された方がいて、そのことを町のほうに報告があったのかなかったのかということも確認したくて今質問をさせていただいたところであります。町内の病院におきましては接種にかかわって特に病院等対応したということはないということが現時点の把握だというふうに捉えさせていただきたいと思います。

申請の段階で申請書を理解できない方などのワクチン接種手続で、民生委員とかあったかスタッフの皆さんなどが対応していただいて手続を進めたと、前の議会でも御答弁をいただいたところでもあります。そのような住民にそって心温まる支援を受けながら申請から接種でちょうど無事にその方々が終了したのかどうか、確認されることがあれば御説明をいただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

ワクチン接種の予約の仕方などは、そういった方々に対しては、介護施設の職員を初め、あったかふれあいセンターや民生委員、それから介護保険のケアマネージャーさん、こういう予約の仕方ですってというようなことで事前に周知をさせていただいて、周りの高齢者等に気を配っていただくように協力を求めました。

特に在宅の要介護・要支援の方、高齢者の方にはケアマネージャーさんが個別に声かけや手続の手助けをしていただいたケースも多くあるということで、無事接種を終えられているというふうに聞いております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

本当に手が届いた対応だったというふうにも捉えていきたいと思

います。

次に、今回ワクチンを 83.5% ですか、で、16.5% の方々が接種をしてなかったわけですが、それぞれの理由があるかとも思います。接種しなかった方々に対してのそういう状況を分析する、何か広報等で提示されていたのかもしれませんが私が見落としてるかもしれません。何か町民の皆さんの中でワクチンを接種してなかった方々に対して何か発信されてるのがあるのかなのか教えていただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

佐川町の高齢者の接種率は 8 月 31 日現在で 83.5% ということで、この残りの方についてはですね、やはりワクチンを接種できない疾病を抱えていたり、個人の考えで接種をしていないという人が一定数おいでになると思います。

で、町内のこの 83.5% という接種率につきましてはおおむね全国、それから県内の接種率と同水準というふうに考えておりまして、これら分析すべき特段の事情もないということから町として分析等は行っておりません。

ただ、接種していない方については、これは高齢者に限らず多くの方に接種していただけるように防災無線、それからチラシ等配って接種の呼びかけをさせていただいております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

なぜそういうことを聞くかと言いますと、今年の 1 月の段階で佐川町のほうが感染にかかわって感染状況を公表する段階でいろいろな留意事項を記載もされている文書があります。

公表に当たっての留意事項の中に情報、プライバシーを最大限尊重するとして、情報を得た町民に対して感染者やその家族、当該保育所、学校等に対して差別、偏見、誹謗中傷、風評被害などが生じることがないように良識ある行動をとるように周知をするというふうにかこう書かれています。そういう配慮もしながら対応されてきておりましたので、今回ワクチンをされなかった方々への配慮ってのが何かこうじられているのかなと思って質問をしたところであります。目標設定を 7 割を超えて接種が行われ、丁寧な手続もされて、その中で現在、次の質問に入っていきますけども、64 歳以下の接種に入っていきます。そういう行政としてなかなか丁寧な説明、対応されて

いるんですけども、接種をされない方々もいらっしゃるということも想定しながら対応が求められているのかなっていうのを思っているところでございます。

2つ目の柱になりますけども、そういう65歳以上の方々の接種を終えて次の段階で64歳から12歳以上のワクチン接種の手術と接種方法の実態や接種の進捗状況等について質問をしていきたいと思えます。

行政報告にもありました、町としての最優先接種の職種などの決定と通知の手術、それから申請者の状況について少し細かい数値にもなりますけども、町として把握されてることについて説明を求めたいというふうに思えます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

まず、この64歳以下の接種につきましては優先順位というものを設けました。国が対象としております基礎疾患を有する人、それから介護保険・高齢者の福祉施設の従事者、こういった方々に加えて、町の判断といたしまして、障害福祉サービスの事業所の従業員の皆様、それから小中高校、保育所、児童養護施設、バス・タクシーの業者、それから一般ごみの収集業者、あとはあったかふれあいセンターの職員、こういった方々は町内・町外在住にかかわらず町内施設、こういった町内施設や事業所に勤務している方を優先接種の対象といたしました。

対象となる各事業所を拾い上げて、そこを通じて従業員の接種希望を取りまして、こういった対象の方には8月に実施されましたかわせみでの集団接種で合計して約300人の接種を受けていただきまして、既に2回の接種が終了しているというようなこういった優先順位の考え方をさせていただきました。以上です。

1番（橋元陽一君）

町内の3密を避けられない職場の方、基礎疾患のある方々含めてそういう町としての対応をされていることがわかりました。

そしてさらにですね、特に町内在住の高校生、中学生、12歳ですので小学校6年生が入る子がいるかもしれませんが、そういった子供たちへの対応について保護者の同意のものと接種になっていると思うんですけども、どのような申請手術をとり、申請者はどのくらいあったのかお聞かせいただければというふうに思えます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。

この新型コロナワクチンの接種につきましては、予防接種法により保護者の同意が必要な年齢は、接種時の年齢が 12 歳から 15 歳の者となっております。

町の接種の手續につきましては、16 歳以上の方は高校生でも大人と同じように接種意向確認書を提出していただきまして、接種を実施をしております。16 歳以上であれば保護者の同意は不要ですので、町の対応としても保護者の同意や同伴は求めておりません。ただ、実際にはですね、接種をされている方の状況を見ますと大方の方は保護者がついておいでというふうな状況にはなっております。

一方で 12 歳から 15 歳は 9 月、それから 10 月のかわせみでの集団接種で対応することにしております。接種会場にはこちらのほうは町のほうから原則として保護者が同伴していただくこと、ということをお願いしております。また、接種時に提出する予診票についてはこれは保護者の署名が必要となっているというような状況です。

そういったところで、12 歳から 18 歳、中学生、高校生、一部小 6 の方も含めますが、この年齢の 8 月 31 日現在の申し込みの状況を申し上げます。

まず、16 歳から 18 歳のまあ高校生の年代ですけれども、これが対象者 339 人。これは住民基本台帳からの人数を出しておりますが、339 人に対して申し込みがあった方が 251 人ということで、率にしますと 74.0%の方が申し込み、予約をしていただいています。で、12 歳から 15 歳、中学生プラス小 6 の一部の方になりますが、これが対象者が 425 人のうち 226 人が申し込みを済まされているということで、こちらの数字が率に直すと 53.2%です。合計しますと 12 歳から 18 歳までが 764 人の対象者に対して 477 人の申し込み。率で 62.4%の方が 8 月 31 日現在で申し込みを済まされているというような状況です。以上です。

1 番（橋元陽一君）

接種が基本的には集団接種で 9 月 10 月ということを予定されておりますけれども、高校生、16 歳以上については個人で接種をする対応になると思うんですけども、2 学期が始まってからの接種になると、例えば、土日行けなくて学校休んでワクチン接種に行くとかは、土日であればいいのか。平日個人病院でいくとかいうケース等は想

定をされてないのか。もし接種の率を高めていく、手立てをすることであれば、学校日の日でもワクチン接種に行けるような体制を検討されているのかどうか、行く場合については公欠扱いになるのかどうか、何か検討されていることがあれば御説明をいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

町といたしましてはこの年代で、例えば日を設定してこの日という形ではなくて、一般の接種、一般の対象の方の接種の延長線上で、例えばかわせみによる集団接種であれば9月10日の土曜日曜日に設定をして予約をいただくという形にさせていただいております。

で、高校生の年代では個別の医療機関で接種をされる方も予約の仕方によってはおいでということで、平日に予約をされている方も、ちょっと数字としておさえてるわけではありませんが、おいでるのではないかなというふうには考えています。以上です。

教育長（瀧田陽治君）

ワクチン接種の出席上の扱いについてのお尋ねにお答えをいたします。

小中学生がワクチン接種のために授業に参加できなかった場合、これと接種後副反応で授業に参加できない場合は欠席にはなりません。いずれも出席簿上の出席しなくてはならない日にカウントしません。高等学校も同様と聞いております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

子供たちへの対応についても接種がしやすい条件が整えられていてるということに確認をしておきたいというふうに思います。

次に、妊産婦等の方々、特に接種にかかわって配慮しなければならない方々に対して64歳以下の世代の中で、何かそういう方々を把握して何か対応されている事例があるのかなのか。あったら事例を紹介していただければというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

これまで、妊産婦等につきまして特段の配慮を行ったというふうな事例はございません。この妊婦のコロナワクチンの接種につきましては、予防接種法上の努力義務から除外されております。ただ、

国内で使用しているワクチンにおいては接種による胎児等への悪影響の報告はこれまではありません。

一方でですね、妊娠後期に感染をしますと重症化のリスクが高まることから、厚生労働省も接種を勧奨しているところでもありますので、かかりつけ医に相談したうえで妊婦が接種を希望する場合は、町としても接種を推奨しているというようなことで、個別の相談がありましたらそういった対応をとってございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう対応され、把握されている方々への対応もぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

あと、先ほどの答弁の中で、町外での職域接種をされた方等が 409 名ということの説明がありましたので、そういう方々も把握をされながら町民の皆さんへのワクチン接種を町としてやってこられた。それを受けてですね、65 歳以上の方々に対しまして、4,307 人の 2 回の接種を終えるところまで到達をして、これから 64 歳以下に対応していけるわけですが、先ほどの説明もありました 65 歳以上の方々に対応したことが、64 歳以下の方々にこうやって生かされたなという教訓等があればですね、この段階で御説明いただければなというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

65 歳以上の方の対応から 64 歳以下の方の対応につきまして、変更した部分がありますが、それは予約受け付けに関するものであります。

予約受け付けにつきましては、65 歳以上の方、これ電話で予約受け付けいたしましたのが、初日に電話が集中をしました。で、つながらないなど町民の方に御不便をおかけをいたしました。そういったことを踏まえて、64 歳以下の予約方法を見直して、優先接種の該当の有無、それから希望する接種会場を希望すると、接種会場を記入する接種意向確認書という紙、これを提出していただくと。郵送等で提出していただいたうえでこちらのほうから後日、接種日時等を指定した案内文書を送付させていただくというふうにさせていただきました。都合の悪い人は電話連絡をいただくということにいたしました。が、極力町民の方も日程を合わせていただいて接種に応じていただきましたので、キャンセルの対応も全体としてはあまり混乱

なく処理をできたということで町民の方の御協力に感謝をしておりますが、そういったことの教訓といいますか、対応の変化はさせていただきました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

かつてない私たちが経験したことないこういうコロナ感染ウイルス。特に無症状の方々の感染で、広がって、拡大、急速に拡大していると。しかもウイルス自体が変異をつけながら、ワクチンが対応されるかどうかそれも定かではない中での行政の皆さんの町民の皆さんへ接種にかかわっての手立て、本当に感謝をしていきたいというふうに思っているところでございます。

これ、今、県のほうもまん延防止対策から非常事態に切り替わって、県内で特に若い世代に広がっているワクチン、コロナ感染防止対策の検討内容を少し質問していきたいというふうに思います。

8月25日の段階で県内で111人の感染者が出て、県の対応も急速に変化をいたしました。その日から市町村別に発表されるようになり、また、世代別、職種別にも県としては発表されているのかなというふうに思います。その日は佐川町も2名の方が感染をしてることも公表もされておりました。その後も県内の感染はこれまでにない勢いで広がっておって、町長も町の広報のLINEの中で毎日、感染状況と、あるいは感染予防の呼びかけも更新されながら発信を続け、県や西保健所等の指示も受けながら町としても対応されているのかなというふうに思います。

この第5波のコロナ感染の状況はこれまでにない拡大速度、それから対象世代も大きく変化をしているところでございます。こうした中、県内では、高知市では夏休みを延長して対応したところもできたとも聞いております。

佐川町としてこうした状況の中でどのように検討されてきているのか、その対応はこれまでと違うことがあれば含めて御説明いただければなというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。

佐川町といたしましては、私、健康福祉課の課長であります、保育園等の対応についてはこの感染拡大を受けて、県が非常事態のレベルを上げたということがございましたけれども、その期間中は登園を自粛される園児につきましては保育料をいただかない。それ

から副食費もいただかないというふうな対応をとってございます。
ただ、保育園に関しましては原則開所ということでございますので、
それ以外の対応はとってございません。以上です。

議長（岡村統正君）

休憩します。

橋元陽一君の一般質問中ですが、ここで食事のために 1 時 30 分ま
で休憩します。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、橋元陽一君の一般質問を続けます。

1 番（橋元陽一君）

午前中の質問に続きまして、第 5 波のコロナ感染に伴います町と
しての対策について質問を続けてまいりたいと思います。

2021 年の今年の 1 月 6 日付で佐川町における新型コロナ感染に関
する公表基準が一応資料としては提示をされております。このこ
ういう記事に基づいて対処はされてきてると思うんですけども、ただ、
各町内の施設等、学校等でコロナ感染者が発生した場合についてど
う対応するかというのはちょっとそういう文章的なこと、見当たり
ませんでしたので、それにかかわりながら質問をさせていただき
たいというふうに思います。

先ほど、岡崎課長のほうからも保育所の自粛登園についての対応
等もありました。引き続き、保育所で子供や保育士さん等でコロナ
感染者が発生した場合、休園措置等を行われると思うんですけども、
休園の措置の決定、保護者への通知の手続等どう進めていくのか。
そして、一旦休園したあと解除するときにはどういう基準、手続で
進めるのか、概略で構いませんので説明いただければというふうに
思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この保育所の対応につきましては、昨年 12 月に町内の公立私立
合わせて 7 園の園長をメンバーとする佐川町保育協議会、これを開

催いたしまして、町内の保育所の臨時休園措置等に関する取り決めを行っております。

対応といたしましては、園児や保育所の職員が感染した場合、これは濃厚接触者の調査、それから園内の消毒を実施する期間が必要のために、感染が判明した日の翌日から3日間の臨時休園ととしてしております。ただし、感染者について、感染が判明する1週間以上前から登園または出勤していない場合は、臨時休園は行わないということにしております。感染者につきましては保健所により治癒したと認められるまでは出席または出勤停止ととしてしています。

で、調査、保健所の調査によりまして、濃厚接触者となった園児や職員は濃厚接触者となった日の翌日から起算して2週間、出勤または出席停止ということといたしております。また、家庭内などで感染が確認をされて、園児や保育所職員が濃厚接触者となった場合はその濃厚接触者に該当する方は濃厚接触者となった日の翌日から起算して2週間出席または出勤停止といたします。ただし、この場合は臨時休園はいたしません。

こういう措置をとったうえで適宜保護者等に通知文書を送るという形を確認しております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

町内の保育園についての対処については把握できたのかなというふうに思います。引き続き、町内の小中学校で子供や教職員に感染者が発生した場合の対応について休校措置の決定の手続、保護者への通知、また休校措置を解除する基準・手続等について御説明いただければというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

はい、休校の措置の基準についてのお尋ねにお答えいたします。

8月27日付で文部科学省から学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン第1版として、特に緊急事態宣言対象地域等に指定されたという条件のもとで、学校における濃厚接触者の特定や臨時休業の判断について取りまとめたガイドラインが示されております。

この中で、臨時休業の判断については暴露から発症まで最大14日、多くは5日と長いことと、感染が顕在化した時点で臨時休業を行ったとしても、感染の拡大がさらに広がる可能性があるということに留意しつつ、まず全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内

の清掃消毒等に要する時間、おおむね数日から1週間程度臨時休業を行うことが考えられ、そのうえで把握された全体像によって感染が拡大している可能性がある場合には、教育委員会等設置者は次の必要な対策として学級あるいは学年、学校単位の臨時休業の検討をすると、こうなっております。

具体的な全体像の状況として学級閉鎖については2週間以上登校してない者の発症は除きまして、同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合、それから、感染が確認された者が1名であっても周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合、それから、1名の感染者が判明し複数の濃厚接触者が存在する場合、それから、その他設置者が必要と判断した場合、と、その期間としては5日から7日程度を目安に感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する、と、このようになっております。

で、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は学年閉鎖とし、複数の学年を閉鎖するなど校内で感染が広がっている可能性が高い場合は学校全体の臨時休業を実施すると、こうしております。

また、このガイドラインの中で、緊急事態宣言対象地域またはまん延防止等重点措置地域においては、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切であるとしています。

本町では、感染者が確認されれば保健所と学校医の意見を聞いて、状況に応じ学級閉鎖、学年閉鎖、全校臨時休業を実施することとなっております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、校長会で協議のうえ、1、児童生徒・教職員の感染者が確認された場合、2、児童生徒・教職員が濃厚接触者となった場合、3、高知県教育委員会から休業要請があった場合についての対応を通知した通知、対応を示した通知、これが令和2年12月9日付で出しております。

そこで、このたび、このガイドラインが出されたことを受けまして、8月31日に臨時校長会を開催し、これまでの方針のうえにこのガイドラインを参考に保健所と学校への意見を聞いて判断することとし、この旨を9月1日に保護者に文書で通知いたしました。

あわせて、休校措置決定の手續、保護者への通知、解除する場合の基準と手續についてお答えいたします。

各校で学級閉鎖、学年閉鎖、全校臨時休業を実施する場合には、先ほど申し上げましたように、学校長が保健所と学校医の意見を聞いたうえで決定し、教育委員会に報告をします。全町的に広がる事が予見される場合、または広がりつつある場合は校長会と教育委員会が協議して、期間を含め、具体的な対応を決定します。いずれの場合も保護者に対して文書等で期間を初め、家庭での過ごし方や家庭学習など十分周知し、協力を求める通知を出してお知らせすることになります。

また、これらの措置を解除する基準につきましては、感染者の隔離、濃厚接触者の陰性の確認、消毒などが完了し、学級、学年、学校における感染の恐れが当面なくなる時点としております。手続としては校長が保健所と校医の意見を徴し、教育委員会と協議のうえ決定し、保護者に通知することになります。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

保育所の場合と小中学校の場合の対応の仕方、子供の人数と対処ともまた違うので、対応の仕方も異なってくるのかなと思います。ただ、非常に時間的な流れの中で、急を要する対処が求められているのかなとは思っているんですけども、文書発送だけではなく、例えば担任から子供たち、保護者に対してのメールとかですね、最新の情報機器を使っただけの通知とかいうのも当然検討されているのかなと思うんですけど、そこは文書だけではなく何かほかの手立てがあるかないか教えてください。

教育長（濱田陽治君）

各校とも保護者に対して一斉のメール送信をするようになっております。そのうえで、文書でということになります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、わかりました。続きまして、町内の介護施設、あるいは障害を持っておられる方々が利用されてる施設等での感染者が発生した場合についての対処の仕方について、どういう対処をされていくのか御説明いただければというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

介護施設、高齢者が使用する介護施設、それから障害のある方が利用する障害者の施設、こういった施設において感染が発生した場合の対応につきましては、基本的に厚生労働省から発出されている

文書がございます。介護施設でありますと、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」というものがございます。そういったガイドラインに沿いまして、職員の確保、それから業務の優先順位の決定、それから施設のゾーニングと、そういったことなどを保健所と連携をしながら対応するという事になっております。

これまで、高齢者施設についてはクラスター等の発生事例もあってですね、対応についてのガイドラインが出ておりますので、ただ、個別個別でですね、それぞれ施設の種類、種別、通所であるとか入所系であるとかさまざま形態がございますので、そういったことと、あと感染者がどのように発生しているかということも踏まえて保健所と連携しながら対応するという事になっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

なお、次の大きな質問で公立病院の統廃合のほうに係るんですけども、町内の唯一の公立病院である高北病院でそういう患者さん含めてですね、感染者が発生した場合、病院とその対応についてちょっと御説明いただければなというふうに思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

高北病院院内でクラスターが発生した場合には、県の保健所が介入して濃厚接触者を選定し、保健所、県の指示で対応することになります。また、当院の感染症発生時における診療継続計画に沿って直ちに新型コロナウイルス感染症対策委員会を招集します。その会の中で院内の感染状況が確認されるまでの外来や入院の閉鎖、救急の制限の停止、待機手術の中止、リハビリの中止など決定をしていくことになります。

この診療継続計画の中には情報の周知にも定めておりまして、当院通院中の患者様、また、地域住民の方に対しまして当院ホームページや当院の玄関、院内掲示板などを通じて情報を提供しなければいけないと思っております。

当院では、昨年、感染症が始まりました4月早々にこの新型コロナウイルス感染症対策委員会を立ち上げております。コロナ感染症の県内、中央西管内、それぞれの発生状況に応じてコロナ対策に係る協議決定を随時行っておる次第であります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

高北病院の対応についての確認をさせていただきました。

この第5波の状況下の中で、ちょっと質問にあげてなかったと思うんですけども、北海道札幌で透析患者の方が感染した場合、重症化し死亡する率が53%くらいっていうふうに報道された経過もあったのかなと思います。高北病院で透析を受けている、透析で通院されているかたもたくさんいらっしゃると思うんですけども、そういうことが起こらないように十分配慮されながら対応されていると思うんですけども、今、御説明あったように院内の感染が発生した場合には当然そういう毎日透析を受けなければいけない患者さん等含めてですね、どういうふうに対応されるか、大ざっぱで構いませんので、何かこんなふうに対応するよということがあったら御説明いただければと思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。

院内でクラスター発生した場合と、外来の停止とか、新規入院の患者さんの停止制限等あると思われませんが、先ほど、橋元議員おっしゃいましたとおり、透析の患者さんにつきましては停止するわけにはまいりません。継続して治療にあたらなければなりませんので、透析患者さんの動線については日頃から感染のほうから離れるようにということで、ゾーニング、それから発熱外来等も行っておりますが、透析患者さんのほうへ感染が広がらないように最善の注意を払って日々診療にあたっているところでございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

現在、若い世代の感染拡大で町内でもいつどこでクラスターが発生するか予断を許さない状況が続いております。こうした中で町民の皆さんへ、町長も先ほど言いましたようにホームページ等でLINEを通じて状況等訴え、呼びかけられておりますけども、例えば、防災無線とか、音や目や耳で受け止めることができるような情報機関を使って皆さんに感染防止に御協力いただきたいというふうな訴えをどっかで検討されているかもしれませんが、何かそういう町民への喚起といいますか、を、どんなか検討されていたらどなたか御説明いただければというふうに思います。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。

既に防災行政無線のほうではその日の佐川町内の感染者の状況、

それと9月の15日まで延期されましたコロナワクチンの接種について積極的に利用していただきたいというお願い。そして引き続き、住民の皆様には感染予防対策を徹底していただきたいというお願いを、確かこの間の、先月の20何日、すいません、はっきりした日は忘れましたけど、それから土日を除く毎日防災行政無線のほうで放送のほうをさせていただいております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい、すいません、私がちゃんと把握してなくて申し訳ありません。

防災無線等使って町民の皆様に感染防止を訴えられていることで少し安心もしたところでございます。

職員の皆さんも本当に毎日ギリギリのところで仕事をされておると思いますけども、さらに町の皆さんへの周知をですね、御検討もいただければなというふうに思って、この項の質問を終わりたいというふうに思います。

大きな2つ目の質問に入らせていただきます。

公立病院の統廃合の動きについてであります。

病院経営や運営の状況等について、町民の立場から知る機会が少ないのではないかなというふうに私思っております。

私自身も2020年の12月議会で質問取り上げる機会になりましたのは、その年ちょうど県の社会保障審議協議会のほうが取り組んだ自治体キャラバンの学習会で政府による新たな全国的な公立病院の統廃合の動きが出てきており、高知県内も土佐市民病院、仁淀病院、高北病院が対象になっていることを知ったことで議会でも質問に取り上げました。その時の質問と重なることもあるかと思うんですけども、改めて佐川町だけでなくこの仁淀川中流から上流に向けた中山間地域での公立病院として高北病院が果たしてる役割を町民の皆さんに届けていきたいなという思いから質問をしてまいりたいというふうに思います。

国が進める地域医療構想の検証に対しまして、この間、高北病院として地域医療で果たしてきた役割、経緯等について、特に赤字経営が続いてきた2006年、平成18年度と、それから2014年度、この赤字を解消してきた経過について、病床数の対応とか急性期病棟から慢性期回復病棟への転換等いろいろなことを検討されてきたのかなという答弁を前回もいただいているところです。こういう経営を

大きく転換することができた対応というか、どういうことを対応してこういうことが実現されたのかなっていうのを概略で構いませんので、説明いただければと思います。ざくっとした質問で申し訳ないですけど。

病院事務局長（池内智保君）

橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。

当院は医療需要、介護需要に応じた適切な医療介護機能を提供し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、医療・介護の役割を担い、関連病院、介護施設、福祉施設と連携し、地域における地域包括ケアシステムの拠点病院として役割を果たしてきております。また、救急告示病院、災害救護病院としての役割に加え、昨年度からはコロナ疑い患者の入院医療機関、新型コロナウイルス感染症検査協力医療機関、コロナワクチン接種の基幹型接種施設に指定され、発熱外来を設置して、新型コロナウイルスの検査やワクチン接種を行っております。

今年3月に開催されました高知県地域医療構想調整会議中央区域・仁淀川部会において、この当院の公立病院の役割を説明してきたところです。

また、当院では患者さんの医療需要に応じた適切な医療機能を提供するために、平成19年度以降、病床の転換や再編をたびたび行っておりまして、その成果として19年度からは黒字経営を続けることができております。

平成20年の5月には急性期病床17床を老健のほうへ病床転換いたしました。平成25年度には新病院が建ちました。そのときに患者が減り続けて利用がなくなっていた結核病床10床を廃止いたしました。直近では平成30年の2月に全国的に多いと言われる慢性期病床、それを6床減らし、少ないと言われている回復期病床6床増やした病床再編を行いました。こうした病床再編とか転換を行った結果、平成19年度には125床あったベッドが現在98床となっております。再編、統合の検証が必要だとして、公立公的病院が公表される1年半前に当院は既に県の地域医療構想に基づいて病床再編を行っており、その病床の規模と機能は地域の医療需要にマッチしたものだ。結果、高い病床利用率も維持できておりますので、国が示した再編統合は現時点では必要ないということも説明をしてきたところでございます。

また、御質問にありました累積欠損金の解消につきましては、平成 26 年度の地方公営企業法の一部改正により、資本制度が見直され、新しい会計基準に移行するにあたり、同年 9 月に議会の議決をいただいて資本金の額を減少して累積欠損金の解消を行ったもので、これによって新会計基準での当院の財務状況をより明確に皆さんにお示しすることができておると思っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

先の質問の中で町長からもおらが町の病院だと、町民の皆さんから信頼され利用されるような病院になるように、また、高吾北の基幹病院でもあると。アメリカなんかでも行われている病院従事者の方々への国民、利用者のリスペクトと言いますか、そういう声があるような高北病院にしていきたいという思いも語られたところでもありました。今、病院のほうでも国のそういう統廃合の動きに対して、地域の高北病院としての役割をしっかりと受け止めてですね、機能していくようにいろんな工夫もされてきてるといふふうにも捉えていくことができるのかなというふうには思います。

先ほど説明もあったかと思うんですけども、入院患者がほぼ満床状態に近い状態で推移もしてきてるんですけども、外来患者が減少が続いてきて、その後増加に転じてると、2009 年あたりでしょうか。いただいたデータを見るとそういうふうに変化が見られます。このように入院患者の対応っていうのはほぼ適切に対処されてるのかなと捉えるんですけども、外来患者について減少が続いたのを増加に転じた経緯と言いますか、そういうのが把握されていたら御説明いただければなというふうに思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。

外来患者が平成 20 年度まで減少が続いた理由は、当時の脳神経外科、小児科、外科の常勤医師の退職などによりまして、医師不足が続いたことが最大の要因であると考えます。平成 21 年度からは常勤の内科医師や総合診療医の就任を得、内科常勤医師が当時より 2 名増えて 5 名の体制となり、21 年度から土曜日外来診療も開始することができ、さらに人間ドックや特定健診の受診勧誘、町民の要望に応えての出前講座の開講や、訪問診療、訪問看護、訪問リハに力を注ぐことが可能となりました。

平成 22 年度には地方公営企業法全部適用となり、病院事業管理者

のもと、地域の皆様に愛され、信頼される病院を目指して取り組んできたことや、25年度には新病院になり、設備も整ったことなども外来患者の増加につながっていると考えます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そうやって工夫もされて、外来患者の人数も増えてきてるということなんですけども、わかっていたらですが、いわゆる高北病院の佐川町内の利用者の方っていいですか、と、それから町外でかまんと思うんですけども、佐川町で利用されてる人数、どれぐらいなのか、町外から利用されてるのどれぐらいか、おおよそこうわかっていたら地域医療の存在を知ることができるのかなと思うんですけど、そういうデータのものはありますか。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。

少し大ざっぱな数字で申し訳ございません。8月の入院患者では約7割が佐川町民の方が入院されております。町外で言えば仁淀川町が2割近く、越知町が、すいませんパーセントで変えますね、越知町は6%、日高村が4.5%の入院患者の割合となっております。

外来につきましては80%近くが佐川町民であります。町外の外来利用者は仁淀川町が8%、越知町が5.5%、日高村が2.4%。だいたいこのような数字になっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

圧倒的に町内の方々の利用がされてる病院だということも認識できるのかなというふうに思います。

しかし、この高幡域といいますか、仁淀川流域での公立病院の役割もいろんな場面があるかと思うんですけども、特に救急搬送、土曜日の内科外来も広がっているということですけども、救急車の搬送について公立病院の役割も一定大きな責任を担っているのではないかなと思います。

どの時点ていうの設定がなかなか難しいんですけども、高吾北消防本部が対処する救急搬送に対してですね、高北病院がどれぐらい担えているのか、データの的なものがあったら紹介していただければというふうに思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。

当院御存じのとおり救急告示病院でありますので、夜間休日でも医

師が1名、看護師1名を配置して救急診療に対応しております。ただ、当直医師の専門外の患者さんの場合は受け入れができない場合もございます。

心臓や脳などの高度救急については市内の専門病院に搬送されます。全体の6割が市内へ搬送されております。高吾北管内には当院を含め5つの救急告示病院がありますが、残りの4割の救急搬送の半分以上を高北病院が受け入れをしております。

昨年度の当院への救急搬送件数は267件です。その半分が入院に至る第2次救急、半分が自宅へ、診察を終えて自宅へ帰られる第1次救急となっております。

高度医療や高度救急などの第3次救急については市内の医療機関に任せて、当院は後方支援病院として連携するという形になっております。病態が一定落ち着いたら高度急性期病院から当院に転院して、当院の急性期または回復期病床において在宅復帰を目指して治療とリハビリを行うという連携になっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

救急搬送される場合には患者さんと救急隊の方、それから病院との連携でどこの病院に運ぶのかっていうのが判断されて動かれていくと思うんですけども、高北病院としてこの高吾北消防本部とこの救急搬送について公立病院として何か受け止めていく体制というか、あるいは救急隊の改善とか含めて救急隊、救急消防本部との高北病院との協議する場面というのがどこかで設定されてて、継続的に協議をされてきていると思うんですけども、その経過を御説明いただければと思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

当院に期待される地域の救急医療の役割を、最前線の救急隊の方と当院の救急窓口となる看護師が具体的な情報共有を行うことで、病院の救急対応整備や地域役割を考える機会としたいと、そういうことから令和元年10月から仁淀川上流域の救急連絡会と称してその会を実施することといたしました。

その中では救急搬送の実情や病院と救急隊の連携、協力体制などについて情報共有と意見交換を2カ月に1回行っておりました。ただ、コロナの感染が拡大された状況になりまして、現在は実施できておりません。状況が落ち着けば、ぜひ再開をしたいと考えており

ます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい。住民の皆さんにとって、高北病院の役割が一定認識されると、高知市のほうに搬送されなくても高北病院のほうの対応で十分可能な場面での多々あるかと思います。病院にとっても、それから救急隊のほうにとっても必要に応じて対処できるような体制をぜひ検討も進めていただければなというふうに思うところがあります。

続いてですね、先ほど事務局長のお話にもありましたけれども、この3月にも行われているようですけれども、高知県地域医療構想調整会議の場で定期的じゃなくて随時開かれているような会議のように思うんですけれども、会議の中身が少し非公開にもされてですね、議事録を全部読むことができません。現在、この会議の中で高北病院を公立病院として存続していくことに何か議論されてること、課題となってること等あれば御説明いただければなというふうに思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

3月に行われた会議におきましては先ほど申し上げましたとおり、当院の役割と今後目指す、やっていこうとすることはどういうことか、問題となっていることはどういうことかというのを3つの公立病院がそれぞれ説明をしてきたところでございます。

その中で今後当院に求められるのは、救急医療の受け入れ件数の拡大と考えております。現在、高吾北地域には高北病院初め、5つの救急告示病院があると先ほど申し上げましたけれども、将来この4つの民間の救急告示病院が救急告示病院からの撤退などで受け入れ件数が急減する可能性もあります。そのため、公立病院である当院がその件数を受け入れることができるような体制を整えなければなりません。そのためにも新たな医師の確保が最重要課題であります。

今年の2月と3月に高知大学整形外科医局と外科の医局、また、高知医療センターに医師確保のお願いにお伺いしました。常勤医師の確保には至りませんでしたけれども、今年度も引き続き大学からは整形外科及び外科の非常勤医師の派遣、医療センターからは内科の非常勤医師の派遣をいただき、さらに、大学の外科の医局と大崎

診療所からは当直の応援もいただいております、大変助かっている次第であります。

今後も、地域住民の要望に答えて医療不安を解消するためにも、開設者である町長と管理者のもと医師の充足に努めてまいりたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ、公立病院としての高北病院の存在価値がますます重視されていく状況になっていくのかなっていうことであります。

こうした高北病院の運営、存続させていく対策等、いろんな場でも議論もされて、もちろん病院内でもそうでしょうし、ただ、佐川町全体、どこで議論されてるかわかりませんが、この高北病院の運営、存続について協議していく組織といいますか、それが設置されていて、その構成員はどうなっているのか、会議の開催状況はどうなっているのか。また、そこで協議された内容がどのように町民のほうに、利用者の方々に公表されているのか大枠の説明をいただければなというふうに思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

当院の運営、重要方針などの協議決定機関は病院事業が行う管理会議になります。その構成員は病院事業管理者である院長、副院長、医療局長、看護局長、事務局長、事務局次長の6名でございます。毎月1回開催されております。

協議内容の公表につきましては、職員に対しては電子カルテの共通掲示板での周知、関係課長への直接周知など。それと、重要案件につきましては、全課長出席の会を招集しております。住民の方にお知らせしなければならない内容の場合は病院ホームページや広報を通じてお知らせをするということにしております。

また、この管理会議のほかに佐川町病院事業の適正な運営を行うため、病院事業管理者の諮問に応じ、また、町民の声を管理者、医師に伝え意見交換を行うなどして、運営に関する必要な事項を検討協議するための運営委員会を設置しております。運営委員会は管理者が委嘱した8人の委員で構成されております。現在は佐川町議会議員2名、佐川町内の連携医師が2名、住民代表の方3名、佐川町国民健康保険運営協議会のほうから1名、委員になっていただいております。そこに出席する町側、病院側は開設者である町長と先ほど

申し上げました管理会議メンバーが出席いたします。年2回、2月と8月に開催されるわけなのですが、この8月はコロナの感染の拡大によって中止となっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、公立病院の組織の役割を協議する場に住民の方も参加できる組織があるっていうことを聞いて安心をしたところでございます。ぜひ、広報等でもときどき高北病院の中の状況が記事として提示もされますけども、ちょっと少ないのかなというふうに思います。町民にとっておらが町の病院だというような意識を高めるためにもですね、もう少し特集を組んで、病院の中ですごく頑張っている部署もたくさんあるかと思うんですけども、特に透析なんかもときどき載りますけども、ああいう回復病院に切り替えて入院患者とか利用者も増えてきてるということですので、そういうのが町民に伝わるような情報発信もぜひ検討していただけたらなというふうに思います。

さらに、12月議会、2020年の12月議会のときに、高知県の地域医療構想調整会議のほうになかなか住民が参加できない状況はわかりましたので、町長のほうにぜひお願いしてですね、県のほうに発信していただけないかということも提案いたしましたけれども、ちょっと検討してみるという答弁をいただいております。その後ちょっとお聞きできておりませんので、最後に意見をあげていただいたかどうか確認させていただきたいと思います。すいません、突然に。

町長（堀見和道君）

はい、御質問いただきましてありがとうございます。橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。

その後、新型コロナウイルスの状況もあってですね、なかなか会議が進んでないということもあって、直接話はできておりません。

また、留意して声を届けたいというふうに思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

病院のほうにも住民の声を受け止めるアンケートを集約するようなコーナーもあったりして、あるんですけども、ぜひ住民の声が届く公立病院としての高北病院になれるようにですね、そういう住民参加のことも検討していただければなというふうに思います。そのことを強くお願いいたしましてこの項の質問を終わりたいと思います。

す。

3 番目の質問でございます。新産廃建設にかかわってであります。

連携会議、県と町の連携会議がこの間、開催されてきて地域振興策等含めて協議もされて展開してきておりますけども、2020 年の 11 月 27 日第 5 回の連携会議が開かれた以降、この会議が開催されているのかされてないのか、開催されているのであればそういうテーマ等について御説明いただきたいというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。

連携会議につきましては、橋元議員の先ほどおっしゃられましたとおり、令和 2 年 11 月 27 日の第 5 回連携会議を最後に開催されておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、まあいろんな事情があって開催されてないとは思いますが、この連携会議要綱にある第 2 条、所掌事務にかかわってですね、6 つぐらいあると思うんですけども、4 番と 5 番。4 番には地域住民を対象とした説明会や勉強会等の開催等に関する事、5 番目には施設の整備にあたっての調査・設計及び建設工事等に関する事ってというような項目を挙げて、この連携会議の担う課題、責務を明記もしてるところであります。この所掌事務にかかわって、担当課のほう、あるいは連携会議に参加される皆さんで何か協議されたことがあるのかないのかお聞きしたいと思います。

町民課長（片岡和子君）

御質問にお答えさせていただきます。

協議した事項がないのかということですが、県や施設整備のエコサイクル高知さんとは担当レベルでの相談や情報共有は日ごろから図っておりまして、住民説明会についてでありましたり、工事に関する進捗状況の概要などを情報共有をしたり、教えていただくことはあります。以上になります。

1 番（橋元陽一君）

担当課とエコサイクル、スタートしたエコサイクル高知との協議等は話をされてるということですが、2020 年の 11 月以降連携会議の開催をされておられません。しかし、現地では重大な本体工事にかかわる建設等もスタートする段階にきています。

で、なかなかコロナ禍の中で地元説明会等も設定できない、8 月

のやつも流れましたけれども、この連携会議の存在というのは住民にとっては声をあげていく大事な機会にもなっていくのかなと思ってるんですけども、今後、この連携会議がいつ開催されていくのか、何か検討されて設定されている日時等があれば御回答いただければというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

はい、お答えさせていただきます。

現在のところ、次回の連携会議の開催につきましては、県と具体的な話し合いは今のところ行ってはおりません。行ってはおりませんが、町といたしましては周辺安全対策であったり地域振興策に掲げられました各事業の進捗管理を行うため、年度内には1度連携会議を開催して事業の進捗状況などにつきまして、県と町の双方で確認を行ってまいりたいと考えております。

また、県それからエコサイクル高知、佐川町の3者で締結に向けた取り組みを進めております環境保全協定、こちらにつきましては今回、開催中止となってしまうましたが、地元説明会で使用する予定でした協定の素案についてアンケートを実施させていただくこととしております。今後、そのアンケートでいただいた御意見を踏まえまして、協定書の最終案作成に向け協議を行っていく過程におきまして、必要がありましたら連携会議を開催することも想定をしております。以上になります。

1 番（橋元陽一君）

はい。そういう連携会議も設定を視野に入れながら具体的な作業が進行してるっていうことでございます。

今回、8月の24と29でしたか、に、設定された地元説明会がコロナ等の対策で流れました。そして、9月の3日、その時に配布する予定の資料をいただきました。膨大な資料であります。9月3日でしたので、その後この質問に反映させていくために、これを熟読する時間も能力もなくですね、来ておりますけども、従来でしたら24日に説明会あれば1週間ちょっとくらい前には資料は住民の皆さんあるいは議員のほうにも届けていただいていたというふうに私は思ってるんですけども、今回はそれがされずに8月の20日でしたか、非常事態宣言があつてこの説明会が流れたんですけども、この資料配布は24日に間に合うように作成されてたんじゃないかなとは思ってます。それがなぜ9月3日まで流れたのかですね、そこら

へん経過を御説明いただければというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

はい、御質問にお答えさせていただきます。

今回、皆様のお手元に届けました資料、環境影響評価準備書の概要について、環境保全協定の素案について、そして3つ目が長竹川の増水対策についての資料になっておりました。

この資料のうち、3つの項目のうち、環境影響評価準備書の概況と長竹川の増水対策につきましても、専門的でかつ技術的な内容が含まれるため、できる限り住民の皆様にはわかりやすく工夫した資料の作成を行うため、一定の時間を要したとお伺いしています。また、佐川町といたしましても、資料の事前説明を受けました際に、わかりにくかった点でありましたりとか、当日、口頭により補足説明が行われる予定であった点などにつきまして、住民の方によりわかりやすくなるよう配布用の資料といたしましての修正を追加をお願いさせていただきました。

そのようなことから時間がかかりまして、事前配布を含めて議員の皆様初め、3日の日の配布になってしまったと理解しております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう、直接の説明ができなくて資料の再校正をしたという中で時間を要したということでもあります。

しかし、かなりざくっと読んでもなかなか理解しづらい言葉もいっぱい並んで、読むのにも時間かかるのかなというふうには思っています。先ほどアンケートも一緒に入れて、特に協定書の素案に対してのアンケート、住民の声をアンケートという形で集約をして最終案に向けて検討していくということでもありました。

エコサイクルセンターの、エコサイクルの日程の中に第3四半期、今年度ある、今年度の10月か12月ごろにこの説明会を設定するというようなデータがあるんですけども、具体的にはこの地元説明会、いつごろまでにアンケートを集計をして次の説明会を行うのか、何かこう、大体何月ごろ、何月の前半後半とかですね、スケジュール等がわかってたら御説明いただきたいというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。

今回、配布させていただきましたアンケートにつきましては、環

境影響評価準備書に関する御意見、御質問等にも合わせまして、10月14日までに御意見をいただくようお願いをしておりますので、その御意見を取りまとめて、次の説明会は11月ごろの開催を目指しております。予定しております。

しかしながら、先ほどからおっしゃっていただいておりますように、新型コロナウイルス感染症の状況を見きわめながらの決定としていきたいとは考えておりますので、またできるようになりましたら御案内のほうをさせていただくように考えております。よろしくお願いいたします。

1 番（橋元陽一君）

エコサイクルや県の説明資料はかなり専門的で膨大な資料になりますので、できるだけ早くスケジュール等はお知らせしていただきたいということもお願いしておきたいというふうに思います。

あと、最後の質問になりますけども、佐川町議会と佐川町とも直接かかわることではないのかなと思いながらですね、けど、極めて重大なことです、質問の中に組み入れました。

6月の30日の高知新聞の記事でありました。6月県議会の中で本體工事にかかわる予算について質問がされております。で、この質問にかかわってですね、少し質問させていただきたいというふうに思うんですが、先の議会でも質問したんですけども、確認書に基づいて地域振興策の工事が協定書で交わされて進み、そして更に新たに環境協定書を締結する動きの中で、確認書では高知県と佐川町が設置を確認をするという表記があって、今度、環境保全協定書については実施主体のエコサイクル高知がその中に入ってきて、第三者、第三者じゃない、ごめんなさい、3者の責任を明確にする表現をすべきじゃないかと、環境協定書の中でですね。そのことを質問をして、検討をするということも答弁をいただいたかなと思うんですけども、この締結される予定である環境保全協定書の中の、甲乙丙の3者の責任のあり方っていいですか、もう少し明確に確認したいと思いますので、御説明をいただければと。検討されてるかされてないのか、されてなければどういう責任の所在として位置づけられてるのか改めて説明を求めたいというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

御質問にお答えさせていただきます。

橋元議員さんから御指摘いただきました点につきましては、3者

で協議を行いまして、今回、開催中止となりました説明会で使用する予定でした資料を作成する際、わかりやすい表現となるよう工夫させていただきました。

条文の中の言葉につきましては変更はないのですが、環境保全協定書（素案）についての資料中、3 ページになりますが、お手元にお持ちでないかもしれませんが、こちらのほうの条文の下のほうにわかりやすい説明をつけさせていただきました。

令和元年7月に県と佐川町が締結しました確認書では施設の整備及び運営にあたり県が最終的な責任を負うこととしていますが、令和2年5月にエコサイクル高知が施設の整備、運営を行う事になりましたので、さまざまな問題に対する直接的な責任はエコサイクル高知が負うことになりました。

環境保全協定のほうでは「上記2」っていうのは責務の第3条、2項のことだと思いますが、県はエコサイクル高知が行う施設等の整備や管理、運営について、指導、助言その他必要な支援を行います。合わせてこの協定の内容は守られることについて、最終的な責任を負います。ということです。そして、最後に佐川町は地域住民の皆様の安全確保と生活環境の保全を図るため、この協定に定める措置の実施状況を確認します。ということで、高知県は最終的な責任を負うっていうことは当初からは変わっておりません。

エコサイクル高知さんが施設の整備、運営を行うことになった時点で、直接的な責任はエコサイクル高知が負うことになったというものですので、御理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

日高エコサイクルセンターの設置に伴っての協定書では、エコサイクルと日高村との締約になって、締結になっています。その間、今回は県が甲乙丙として位置づけて明文化されてるんですけども、確認書で表現されている表記っていいですか、万一、地域住民に被害が発生した際は責任をもって県が対処すると、補償するという明記があって、確認書が交わされ、協定書案では今条文は変わらずに、県は施設等の整備及び管理運営に起因して、万一、地域住民に被害が発生した際は佐川町及び地域住民との協議のうえ、県の支援を得て責任をもって損害を補償するという表記になってるので、前回取り上げて、この誤りではないかということを指摘もさせていただい

たところであります。

この、今回の説明書の中にも少しそこらへんを砕いた形ではありますが、これ、条文として住民の補償の責任を担うのが適切なのかどうかという判断は私は今のところ素人でわかりません。もう少し私も勉強してですね、この協定書については、表記については問題があると認識すればまた質問でも取り上げていきたいというふうに思います。

続きまして、先ほど言いかけてましたけども、6月30日の高知新聞に前日、県議会の中身が報道もされました。記事の内容は本体工事、ある県会議員の質問に対して非常に建設費が高くなったと、だから削減を検討せよという質問でありました。

当初の予定は昨年6月に地元の説明会の資料等にもありました、施設本体工事が58.7億円、工事用道路・進入道路14.7億円、測量設計施工管理費等が8.8億円、その他3.2億円。で、総額85.4億円という形で私たちは説明を受けました。で、本体工事が58.7億円が今回、今年の6月の県議会の予算書の中には93億5千万になってるという、県執行部の提案に対して県議のほうからコスト削減を検討すべきじゃないかということの質問になりました。そのことが高知新聞に紹介をされたところであります。その県議の質問に対して、県の答弁がですね、本体工事の7割を占める被覆施設、浸出水処理施設の費用をいかに圧縮するかがポイントだというふうに答弁が記事の中で紹介されています。

実際この県議会の議事録や、なんというか会議を記録した映像を見ますと、具体的な数値は質問者のほうからも答弁者の中からもありません。高知新聞が独自に取材をされて、98億5千万円のことの93億5千万円を記事に載せられたのかなというふうには思っているところであります。何が削られるのか。58億円からかなりの額の本体工事の予算が上積みをされているわけです。

住民の安心安全を保障するために十分な施設として安全管理を保つうえでこういう予算が組まれたと思うんですけども、こうした予算を削減せよということ事態私も不可解な感じがするんですけども、こうした状況についてですね、町のほうでも当然把握されておいでると思うんですけど、こうした問題について何か議論された、どっかの文書で議論されたことがあるのかないのか。あればどういうことを検討されたか、議論されたのか御説明をいただきたいなという

ふうに思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

施設本体のコストの見直しについてですね、特に技術的なことですとか、具体的なことを県と議論したということとはございません。今、県のほうで一生懸命設計の見直しをしているところでありまして、恐らく橋元議員は何かコストを下げるとなると何かをやめるのではないか、何かを削るのではないかという御心配をされているというふうに思いますが、そういうことがあってはいけませんので、しっかりと安心安全な建物をつくっていただく中で、何か技術的、構造的な見直しをすることによってコストダウンができるかもしれないということで、県は今専門家の意見も知恵も出してもらいながら鋭意詰めているところだと思いますので、その内容についてはしっかり町も見きわめをしながら、ちゃんと言っていたことは設計のこの仕様の中に入っているよねと、安全な建物になってるよねということをしっかり見きわめながら、確認をしながら県の説明を受けて、この施設の本体工事の着手に向けて町もかかわっていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい。そしたら要望、強い要望になりますけども、去年の6月段階で58.7億円から今回の6月議会で提案された93億5千万、こうして県がしっかり積み上げて予算を組んで、それが削減されていくわけですから、どういうふうに、どこをどういうふうにこう県が勘案して新たな予算を組むのかっていう経過については、11月前後に予定されるであろう地元説明会では、ぜひ、新聞等でも報道されていますので、住民の皆さんにも、私たち議会に対してもしっかりと県のほうに説明していただくように強く要望しておきたいと思いますけども、よろしくお願いいたします。

いいでしょうか、そういう確認をさせていただいて。58億円のときと93億円の予算の違いっていいですか、ここ変えたっていうことを私たちにも説明していただくように、佐川町からも要請していただきたいと。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

基本的に58億円のときの細かい内容と、今回93億円強の予算の

時のその技術的な比較等については説明を受けておりません。ただ、施設としてこれまで説明してきた内容、その内容と差異がないのかということ、安心安全なちゃんと施設になってるかどうかということとは確認をしなければいけないというふうに思ってます。

今、県のほうで取りまとめをしてもらってますが、結論が出るのがいつになるのかということもまだ我々は佐川町として報告を受けておりませんので、県としてしっかりとまとまった時点ではどういう経緯で今回最終的な実施設計の取りまとめ内容になったのかということとはしっかり、当然、議員の皆さん、議会に対しても説明をしていただきますし、住民の皆さんに対してもしっかり説明をしていただくということは私からも強く県に対してお願いをしたいというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、地域振興策と本体の建設工事にかかわっての進捗状況等についての質問になります。

いつの時点でしたか、旧鉾山専用道路の崖崩れが発覚されて、発見されてその工事期間が9カ月くらいかかるという説明を受けたところであります。この崖崩れ工事期間の進捗状況について町としてわかっておいでたら御説明いただければと思います。

町民課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。工事を実施しておりますエコサイクル高知のほうからは、8月中旬には工事範囲の木の伐採を完了しまして、現在、斜面の切り土工事を行っているところと聞いております。以上になります。

1 番（橋元陽一君）

霧生関をおりるときにその切り土の状況がユンボ等が上に上がっている場面がときどき見ることもできましたけども、かなり困難な工事なのかなと思いながらあそこを通っているところであります。ぜひ、この崖崩れの工事によって本体工事の着工も大分おくれにくいのかなとは思っています。

そうしたことについてこの崖崩れの工事が本体工事にどんなふうに影響するとかしないとか何かそういうのは県から説明、エコサイクルから含めて何か町として説明を受けているかどうか確認させてください。

町民課長（片岡和子君）

この工事につきましては、12月中の完成をめどに実施しているということで、本体工事の着工時期までには工事用道路としまして使用可能となるため、影響はないと伺っております。以上になります。

1 番（橋元陽一君）

はい、わかりました。本体工事は予定通り進行していくというふうに捉えておきたいと思います。

続いて、地域振興策について、今回も本議会で補正予算等で予算化もされております。10年間実施する初年度の事業として大まかでない構成しません。どういう事業がどんな予算で進むのか、この初年度、補正予算で組まれたの含めてですね、御説明をいただければというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。

町が実施いたします地域振興策のうち、総務課、チーム佐川推進課、産業振興課が担当する事業につきましては、私どものほうからまとめてお答えをさせていただきます。建設課担当事業分につきましては、後ほど建設課長のほうより説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務課が担当しております集落整備補助事業につきましては、加茂地区の4つの既設公民館の整備について、当初予算で1,245万1千円、今議会で補正予算522万7千円を計上させていただいております。現在、横山公民館のトイレの洋式化と冷蔵庫の購入、本村西公民館の便槽の修繕が完了をしております。竹ノ倉公民館のトイレの洋式化につきましては、現在実施中となっております。補正予算議決をいただきましたら、弘岡公民館の建て替え、本村西公民館の屋根修繕、そして横山公民館の雨どいの修繕につきまして補助決定をし、順次工事を実施していただくようになります。

次に、集落活動センター加茂の里から県道に出る際、東西の見通しが悪いため、これを解消するためのカーブミラー設置の予算、30万円を当初予算にて計上しております。今後、道路管理者である高知県とも協議を行いまして、安全性を十分に考慮し、設置箇所を決めるようにしています。こちらのほうはチーム佐川推進課が担当させていただきます。

最後に、産業振興課担当の海津見公園の整備につきまして、当初

予算で 546 万 3 千円、今議会で補正予算 151 万 1 千円を計上させていただいておりまして、公園の転落防止柵の設置及び法面の防草、草対策のほうを実施する予定となっております。

以上につきましての当初予算の合計額は 1,821 万 4 千円。補正予算の合計は 673 万 8 千円となっております、トータルで 2,495 万 2 千円の予算額となる予定です。以上になります。

建設課長（池内伸雄君）

建設課で所管している地域振興策についてお答えさせていただきます。

まず、一般会計計上分としまして令和 2 年度は 12 月補正で 2,300 万円を予算化しており、町道の測量設計 1 件、河川改修工事を 4 件実施しております。

令和 3 年度は 6 月補正後の予算額としまして、3 億 7,810 万 4 千円を予算化しており、町道の局所改良を 3 カ所、地域で頑張る土木事業費補助金を 1 カ所、町道舗装補修を 4 カ所、側溝設置を 2 カ所、町道の測量設計を 4 カ所、河川改修工事を 4 カ所、それに伴うような測量設計を 3 件、がけ崩れ住家防災対策事業の工事を 2 件、測量設計を 1 件などを実施することとしております。

水道事業会計計上分としましては、令和 3 年度は本定例会に 7,367 万 8 千円の補正予算を計上しており、配水管布設工事、事業変更届出設計委託を実施することとしております。

以上が、令和 2 年 12 月の補正後から建設課で予算化した事業費合計 4 億 7,478 万 2 千円の概要となっております。

現在の事業の進捗状況としましては、令和 2 年度実施事業につきましては、本年 6 月 20 日に全ての事業が完了しており、令和 3 年度実施事業につきましては、一般会計分は 8 月末現在で県工事負担金を除く予算額に対する発注率は 75.2%となっており、本年度実施を予定している事業のうち、既に 11 の事業が完了しております。

水道事業会計の実施事業につきましては本定例会での補正予算議決後、10 月末に入札を予定しており、年度内に完了するよう業務を進めてまいります。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

協定書等で確認されているのがこの地域振興策の予算、上限を 15 億円とするということで地域振興策が事業として進んで行くのかなと思ってるんですけども、地元住民の方々が半世紀以上にわたって

地域環境の改善を求め続けてこられた中で、ようやくこういう形で地域振興が、工事が進められてるわけですけども、今後この 15 億円でひょっとしたら不足する事態もあるのではないかなと、私も予測しながらこの進捗状況を見きわめていかなければならないのかなというふうに思っているところであります。

もし、将来に、10 年間で工事費等が不足する事態がおきたというような場面については想定されてるのかされてないのか。もし、不足ということになった場合にはどんな対処を検討されるのか、町民の皆さんにわかるような説明をいただければと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

計画時点では 15 億で加茂地域の地域振興策につきまして不足はしないという計画を立てておりますが、事業をしていく中でですね、不測の予算がかかることも考えられます。15 億以上加茂地区の地域振興策に予算がかかるということになりましても、しっかり年度、どのような年数で事業を実施していくのかということを再度検討しながら、決めたことは全てやりきるという姿勢で今臨んでおりますので、加茂地区の皆さんには安心をして受け止めていただければというふうに思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、そういうことも予測しながら進められていくということで、住民の皆さんにときどきはそういうメッセージも発していただきたいなというふうに思います。

最後の質問です。

県の説明書の中に長竹川河川改修の工事が計画されております。なんていうか、この河川工事がどんな形で進められていくのか。これは県の事業になっていくと思うんですけども、今、だんだんに進んでいる地域振興策との関連で、連動して進んでいく事業として設定されているのか、全く独自に設定されているのか、あわせてどんなスケジュールでどんな工事が進めて行かれるのか説明を受けておいでるのであればこの場で御答弁をいただけたらなというふうに思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

周辺安全対策の 1 つである長竹川の増水対策につきましては、現

在筋違橋から長竹川の県管理区間終点までの合計約3キロメートルの範囲において、測量設計を実施しているところであります。

六所橋から下流側の筋違橋までの区間につきましては、用地取得を必要としない箇所において、堤防高が低い箇所を盛り土することによる築堤及び河道掘削等を令和4年度に着手する予定となっております。六所橋から上流側の竹ノ倉川の合流点までの区間につきましては、主に河川の拡幅工事を予定しており、令和3年度に計画平面案を地元の皆様にお示しした後に詳細設計を完了する予定となっております。その後、令和4年度に用地調査に着手予定、令和5年度以降は用地取得のための交渉・工事着手を予定しております。なお、竹ノ倉川の合流点から上流側の長竹川の県管理区間終点までの区間につきましては、現在、概略設計中であり、令和4年度末までに護岸等の詳細設計を実施する予定となっております。

以上が、県の越知事務所から聞き取った内容となっております。

続きまして、この長竹川の改修に伴い、町が実施する地域振興策の事業と連動するものについてあわせてお答えをさせていただきます。

この長竹川河川改修に伴い、町が実施する地域振興策の事業と連動するものにつきましては、現在のところ4つの事業を予定しております。

1つ目は長竹川沿いにある町道長竹4号線の拡幅事業であります。

町道長竹4号線につきましては河川の流加方向から見て左側、いわゆる左岸側に位置しており、河川の拡幅が左岸側になった場合には、拡幅幅にもよりますが町道にも影響することが考えられます。現在町道の拡幅は幅員4メートルで計画を予定しており、道路の法線を決める測量設計を令和5年度に実施する予定であります。事業の実施にあたっては県と情報を共有し、河川改修事業と調整を図りながら進めるようにしております。

2つ目は同じく長竹川沿いにある町道長竹線の拡幅事業であります。

こちらにつきましては、現在、道路の詳細設計を実施しており、町道長竹4号線と同様に河川改修事業と調整を図りながら進めるようにしております。

3つ目は横山地区に位置する青線水路の改修事業であります。

事業の概要としましては、現在の土水路をコンクリート2次製品

にて改修するものであります。この水路の流末は長竹川へ直接接続することから、河川改修後に事業着手することとしており、令和5年度以降を予定しております。

4つ目は竹ノ倉地区に位置する青線水路の改修事業であります。事業の概要及び水路の流末とも先ほどの横山地区と同様であることから、同じく令和5年度以降を予定しております。

また、長竹川には横断工作物として町道橋や取水堰があることから、河川改修に伴い、橋梁の架け替えや取水堰の統廃合などさまざまな課題が生じることが予想されておりますので、今後も事業を進めるにあたりまして、地域住民、県と調整を図りながら進めていくように考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい、長竹川から流れていく、本流である日下川の河床勾配が3千分の1という本当に流れがないような本流のほうに、としての支流であります。この長竹川の河川改修っていうのは、本当に地域住民の皆さんにとっては切実な、この何十年間も声をあげてきた要望でもあるかと思います。ぜひ、この地域が安心安全、将来にわたって安心して過ごせるような地域となるようですね、町としても今着々と工事は計画されて進んでいきますけども、住民の皆さんの声にしっかり応えるものになるようお願いをしておきたいというふうに思います。

最後にですけども、執行部の皆さんに対しましては第1期目の新米議員の1人として質問させていただきました。一つ一つの質問に対しまして丁寧に回答していただきました。ありがとうございました。引き続きまして、町民の皆様の声をしっかり受け止めて、佐川町に住んでよかったと声が広がるようなまちづくりに私も取り組んでいきたいということを表明いたしまして、質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、1番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時

再開 午後3時10分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番、坂本玲子君の発言を許します。

5番（坂本玲子君）

5番議員の坂本です。通告に従い質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目、オンライン授業とGIGAスクール構想についてお伺いします。

コロナの急速な拡大は収まるところを知りません。コロナワクチンの接種は進んでいますが、低年齢での感染が増加しています。学校は夏休みが終わりました。しかし、保育園児や小学生はワクチン接種ができません。小学校や保育所でクラスターが発生する可能性が高くなってきています。クラスターを起こさないために学校現場、保育現場でどう対策しているか、まずお聞きします。

教育長（濱田陽治君）

坂本議員の学校における新型コロナ感染症対策についての御質問にお答えいたします。

小中学校と放課後児童クラブ、放課後子ども教室では2学期以降も保護者の皆様の御協力を得ながら自他への感染防止を理由とする欠席は出席停止とし、3密を避け、マスクの着用や消毒の励行、行事の簡素化など感染防止対策を継続しております。また、非常事態期間中は学校への人の行き来を可能な限り抑制をしております。

さらに、教職員につきましては学校での感染拡大のリスクを低減するため、佐川町におけるワクチンの優先接種を実施いたしました。その結果、佐川町もしくはそれぞれの居住地で8月末までに接種を2回終了した者が9割を超えるという状況になっております。

このように学校教育の取り組みにつきまして可能な限り教育の質を低下させないよう配慮しながら感染拡大防止に努めております。

以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは保育所現場での感染防止対策について御説明をさせていただきます。

保育所で感染、それからクラスターを起こさないための対策としては、まず、この感染力が高いデルタ株の感染拡大を受けまして、検温、それから手洗い、手指消毒、換気、職員の不織布マスクの着用

等基本的な感染防止対策をさらに徹底して行っております。

この9月補正予算におきましては、不足する不織布マスク、それから消毒液などの消耗品をさらに確保するための補正予算、関係経費を計上しております。

また、年齢的にワクチンが接種ができない子供たちを感染から守るため、保育所に勤務する職員について、町内・町外在住をかかわらず、町の優先接種の対象にして希望者には8月中の接種を実施完了いたしました。

さらに、県の感染レベルが非常事態に引き上げられたという期間中におきまして、子供の登園を自粛される場合は保育料と副食費を減免する措置をとっております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

佐川町では保育所とか学校職員におきまして、早期の接種が完了したというふうに聞いております。本当に保育職員の方からは6月議会でも言わせていただきましたが、早く接種をしたいという希望が、大きな希望が出ておりました。で、早くしてくれて本当によかったという声が届いております。ありがとうございます。

次に、国から学校で発熱した場合、コロナ感染の疑いがある場合は検査キットをたくさん用意し、抗体検査を実施するという発表がありました。それについてはどうなっているかお聞きします。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

8月26日付で文部科学省から幼稚園、小学校及び中学校等における抗原簡易キットの配送先についてという依頼がありました。これは佐川町の場合は50セットという配分なんですけども、これを送りますけれども、どこへ送ったら良いですかという問い合わせの依頼です。これに対して宛先を町教委として回答をしております。9月中旬から下旬に配送を受ける見込みです。

さらに9月2日付で同追加配布の希望調査があり、これは希望調査です。こちらは50セットの追加を要望しております。これについてはその依頼の中ですが、教職員の使用を基本的に想定し、教職員については学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルなどにおいて、発熱等の風邪の症状がある場合、出勤せず自宅で休養することを徹底し、出勤後に体調の変調をきたした場合は速やかに帰宅させ、医療機関を受診することを促すことを原

則としており、そのうえで医療機関を直ちに受診できない場合等においてキットの使用を想定しています。

また、児童生徒についても発熱等の風邪の症状のある場合は登校せず自宅で休養することを徹底すると。で、登校後に体調の変調をきたした場合は保護者に連絡のうえ速やかに帰宅させ、医療機関を受診するように促すことを原則とすると。そのうえで、すぐ帰宅することが困難な場合や地域の実情により医療機関を直ちに受診できない場合等における補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒が、本人及び児童生徒及び保護者の同意を得てキットを使用することが考えられるとこう書いております。このように基本的に教職員用で、小学生用としても4年生以上で補完的な対応を目的としているというふうに書いてございます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

職員はですね、既にワクチンの接種が済んでおります。今から可能性が高いのは子供たちですので、なぜ小学校4年生以上にしたのかっていうのを私はわかりませんが、小学校4年以上になる理由はということでしょう。

教育長（濱田陽治君）

はい、それについてはまだ把握をしてございません。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、そういう大変な場合ですので、小さい年齢でも採取が可能であれば抗体検査をできるような体制づくりをしていただきたいと思います。

コロナ感染は3割が無症状だと言われています。もし、発症していても気づかず、ウイルスを拡散すれば、家庭に持ち込む可能性も出てきます。それは爆発的感染につながってしまいます。12歳までの保育へ通っている人数、小学生の人数は何人でしょうか。

教育長（濱田陽治君）

小学生は全町立小学校で8月25日の時点で542名でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

保育園の園児数につきましては町内7園合計して、今年の4月現在になりますけども、355人となっております。

5 番（坂本玲子君）

両方合わせて約900人くらいの子供がいます。私がまず全員の12歳までの子供に一斉に抗体検査もしくはPCR検査が必要だと思います。

ますが、そのへんについてはどんなお考えでしょうか。

教育長（瀨田陽治君）

はい。一斉に検査するということになりますと、そのケースがどうなるのかとか、保護者の理解はとかいうあたり、さまざま考えなくてはならなくなると思います。現在のところは予定はしておりません。もし、これ、一斉に検査せないかんという事態が予想されるような場合には、国や県の動向、学校や保護者の意向も確かめながら検討してまいります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

はい。コロナ対策費が国から出されています。観光施設の充実やプレミアム商品券も町民を助ける手段になると思います。でも、感染者を減少させることは最優先でやるべきことです。感染者が爆発的に増えてからでは遅すぎます。最も効果的対策と思われるのは早期発見、早期治療です。後手後手に回っては必要経費は増加するばかりです。

先日、高知市の実施した市民のPCR検査では約2%の陽性者が出ています。今、ワクチン接種が進んで、9月あるいは10月には希望者、12歳から上の希望者全員のワクチンの接種ができると先ほどから聞いております。低年齢の子供の感染者を抑制するのが今1番必要なことです。佐川町ではそれほど多くの感染者はまだ出ていません。ワクチン接種ができない12歳までの子供は約900人。1%の感染者がいたとしても9人です。対処ができる数です。今のうちに町としてしっかり検討していただきたいと思いますが、町長、どんなお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。

坂本議員のお考えも一つの対策ということで、私も認識はしております。教育長からも話がありましたように、現在、落ち着いた状態ではあります。

ただ、子供の場合は無症状ということも考えられるということも十分よくわかったうえでですね、また保健所等とも協議をして、現状、抗体検査もしくはPCR検査をしたほうがいいのかどうなのか。そのあたり専門家の意見も聞きながら考えをまとめていきたいというふうに思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

国の今回のコロナの対策については、本当に後手後手だと。よその国がPCR検査をどんどんやっているときに、日本は本当にほとんどやらないで対処をしてきました。それで今回の爆発的な人数に増えてきています。

佐川町は国や県の決定をただ待つのではなく、積極的に対応していただきたい。いわゆる佐川モデルだと言われるくらい、科学的で先進的な対応をお願いしたいと思います。また、中規模の町村ではそういった検査が可能ですので、広く呼びかけて、まず市町村から、高知県内の市町村は安全だになっていう、言えるような、そんな町をずっと広げていっていただきたいと思います。

さて、昨年3月、突然、全国一斉の臨時休校。それでオンライン授業が脚光を浴びました。国は臨時休校も想定し、オンライン環境整備を始めました。佐川町でもネット環境を整えるため、町内全域で光回線利用ができるよう整備を進め、既に全域で開通をしています。学校ではネット、学校の生徒の中でネット環境が整っていない家庭はどれくらいあるのか、どう対策をとるのかまずお聞きします。

教育長（瀧田陽治君）

はい。ネット環境の整っていない御家庭とその対策についての御質問にお答えをいたします。今年度の予算で夏休みと冬休みにタブレット端末を家庭に持ち帰ることにする予算をいただきました。この夏休みにタブレット端末を家庭に持ち帰る取り組みを実施いたします。その際にネット環境の整っていない御家庭に町費でモバイルルーターを貸し出し、通信料を負担しております。貸し出しは49台でした。で、今後につきましては児童生徒へのアンケート調査、活用履歴の取りまとめ、教職員やPTAの意見などを総合し、このタブレット端末を日常的に持ち帰ることの有効性を確認したうえで、費用負担も含めてPTAの御意見もお聞きしながら対応を考えてまいります。以上でございます。

5番（坂本玲子君）

教育のために新たに導入が必要な家庭では、いわゆる、その授業のための必要経費となるわけですから、ぜひ、そういう家庭、導入によって必要になった家庭には補助が当然だと思います。ぜひ、そのへんを前向きに考えていただきたい。

さて、オンライン授業教育は学校に行けないとき、子供たちと教師、友達とのつながりとして、双方向で対話できるツールとしては

非常に良いところがあると思います。

昨年の休校中の問題点は生活リズムの乱れとネット漬けにより健康被害、視力の低下、ネット依存症傾向者の増加が進行したというデータがあります。そういう点に関してどのような対策をこうじのかお聞きします。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

感染が拡大しまして休校となる場合もありますし、児童生徒が濃厚接触者として2週間程度出席停止となるような場合も考えられます。その場合に、遠隔授業や課題の配信と回収、生活リズムの遠隔でのチェックなど、タブレット端末の活用は子供たちの生活を整え、学習を保証するうえで効果が期待されております。このため、各校ではこういった事態に備え、機器操作の研修を実施するなど準備をしております。

ただし、タブレットの持ち帰りについては、利用時間の増大などにより健康面での心配もあり、研究所で作成した案をもとに、各校教員の意見を集約しまして、校長会と教育委員会事務局で協議して、1 使用上の注意、2 学校で使う場合、3 家庭で使う場合、4 保管、5 健康、6 個人情報とモラル、7 故障、8 使用の制限・トラブルへの対応・禁止事項、こういったことからなります教育用タブレット持ち帰りのルールをつくりまして、同意書の御提出をいただくことで保護者の皆さんの同意を求めています。このように学校と各家庭の連携を進め、子供たちの生活を整え、学習を保証することに努めてまいります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

既に教育用タブレットの持ち帰りのルールを作成をして、保護者の理解を得ていると、了解を得ているというふうな理解でよろしいですか。

教育長（濱田陽治君）

はい、そのとおりです。

5 番（坂本玲子君）

休校の時点っていうのは自分で課題を見つけることや自ら学ぶ姿勢を醸成するチャンスでもあります。学校あるいは教師は前回の教訓を生かし、休校中だからこそできる指導計画と学習課題を用意しておくべきではないかと考えます。その点に関してはどのようなお

考えでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

御質問にお答えいたします。

昨年、一斉の休校をやった際に、後で学校の報告を求めたときには「テストまでにここまで覚えておきなさい」というようなタイプの宿題がよくございました。そこでですが、今後、感染症の拡大が一層進みまして、休校となる事態を考えて、各学校ではタブレット端末を活用した遠隔授業。で、現在タブレット端末で使用しておりますクラウド上での学習教材Q u b e n a、eーライブラリー、ふるさと教育のための教材サカワーク、サカワークデジタル、サカワーク+の活用など、学習教材の活用、課題の配信、健康状態のチェックなどについて指導計画と課題を準備しております。

ふるさと教育のサカワークデジタル等につきましては、子供たちが主体的に学ぶように特に意図された教材ですので、議員御指摘の面でも効果があるのではないかと期待しております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

サカワーク等を活用して子供たちが自主的に学べる環境づくりの準備ができていうことで安心をいたしました。

さて、G I G Aスクール構想においては、新聞、雑誌などでちょっと危ういなという記事がよく出ております。佐川町でもG I G Aスクール構想を進めるべく1人1台のタブレットを購入しました。

まず、G I G Aスクール構想の目的についてお伺いします。

教育長（濱田陽治君）

これは、G I G Aスクール構想の目的は「特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰1人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現するということと、我が国の教育実践と最先端のI C Tのベストミックスを図ることにより、教師、児童生徒の力を最大限に引き出す」とあり、これにより学習活動を一層充実させ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を実現することを目指しております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

個別最適化した学びは確かに大切な一面です。ところが教育現場ではコロナ対応でいつもより多忙な状況があります。そんな中でI C T教育をするには対象人数が多すぎるのではないか。支援するサ

ポーターも限られている状況があります。佐川町ではそれに対して I C T 指導員配置などの対策をしていると思いますが、どれぐらいの人数を配置しているのか。それで十分な配置なのかお伺いします。
教育長（濱田陽治君）

お答えいたします。

サポーターとして I C T 支援員 3 名が教職員の技術力の向上と I C T 活用を軌道に乗せるために、1 日 6 時間、2 人役で週 4 日、年間 35 週にわたり町内 5 校を支援しております。これは学校からの要望を勘案したうえに人材とそれぞれが可能な時間の確保の関係からこの時間となったものです。現時点ではこの配置であると考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に佐川町は定数外の加配を配置をしたり、本当に佐川町へ異動してきた先生方が佐川町は手厚い配置をしてくれているというふうな声を聞いております。で、本当に委員会が頑張ってくださっていると思います。ところが私は先日、スマホ教室を受講しました。1 回の受講者数は 4 名まででした。それがたった 4 人でもみんなレベルが違くと。本当に大変で、聞きたいことも聞けないような状況がありました。

I C T 教育をするためには支援するサポーターの数を増やす。教師が支援可能な少人数学級実現が必須であると思いますが、現場の声をしっかり聞いて、それに対応していくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

ボトムアップをすごく大事にしております。常々それは努めております。年度の最初に各職場を訪れまして、方針を申し上げ、それから 9 月になりますと、各職員会から来年の施策に向けての要望をお聞きし、さらに人事異動のこともありますので、各教員と一人頭 15 分ずつ学校を回ってお話をお伺いしていくようにしております。現実にフィットするようにできるだけ努めていきたいと思っております。

5 番（坂本玲子君）

本当に現場の方の声が届きにくいってこういうことがないようにしていただいているということで、感謝申し上げたいと思いますが、な

お一層現場の声をしっかり生かす予算づくり、予算組みをしていただけならありがたいなと思います。

文科省はＩＣＴを活用するためのガイドブックを２０１４年に発行しています。御存じでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

存じております。

５番（坂本玲子君）

その中にはですね、正しい姿勢を保つために机の上に角度をつけてパソコンを置くこと、教科書やノートのほかにタブレットも置ける幅の広い机を勧めています。また、反射防止対策のための遮光カーテン設置や反射防止対策が施された照明を使うことを推奨しています。また、それらの備品が適切に導入されているかどうかをお聞きします。また、画面が発するブルーライトから目を守るため、ブルーライトカットシートを貼ることが必要と思いますが、それについてはどうでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

健康を損なわないように使用することにつきましては各学校で適正な使用について指導をしております。さまざまな研究の知見がありまして、２０分以上続けてゲームをしますと脳に影響があるとかいうようなことを言われる研究者の方もおいでます。

そこで、設備では幅の広い学習机は教室の広さの関係もありますので、まだ十分な整備ができておりません。

パソコン教室では専用の机を使用しております。各教室とも遮光カーテンを設置してます。各教室に配置してありますモニターや電子黒板は性能が向上しておりまして、明るい教室でもカーテンを閉めずに鮮明に画像や文字が見えます。電子黒板については視覚の差に配慮しまして、これを導入する際にカラーユニバーサルデザインのものを採用してまいります。

このたび配備した個人用タブレットにつきましてはブルーライトをカットするシートを貼付、貼り付けてございます。このうえさらに必要な対策が生じた場合には必要に応じて対応してまいります。以上でございます。

５番（坂本玲子君）

照明はどうでしょうか。教室の照明をＬＥＤに変えていくという計画があるとお聞きしています。その時点で照明についても反射防止対策の施された照明の設置の対応をお願いしたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。ＬＥＤ化は進めておりますが、その観点までは十分気がついておりませんでした。今、佐川小学校の改修をするようにしておりますので、ちょっと設計業者とも相談をしてみます。以上でございます。

５番（坂本玲子君）

ぜひですね、子供の目が小さいときから悪くなると一生大変ですので、点検をしながらより良い形にしていだきたいと思います。

ある研究ではパソコンを使って講義を受けた学生と、パソコンの使用を禁じられた学生ではパソコンを使わないほうが内容をよく覚えていたという結果があります。また、小さい子供がテレビで読み聞かせを聞いた子供と、実際に読んでもらった子供では大きな優位の差があったとの報告があります。肉声で顔を見て話すのと、画面から一方的に流れる画面での違いがあるのは当然です。同じように見えても違います。

ＩＣＴ活用には年齢による違いをきちんと理解し、学年による利用のガイドラインを明確にしていく必要があると思います。以前の質問では利用は１回の授業で１０分以内であると教育長の答弁でした。その時間は年齢により変わってくると思いますが、学年ごとにどれくらい利用していいのか、明確にしていく必要があると思いますが、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

学校教育でもこの高度情報化社会Ｓｏｃｉｅｔｙ 5.0 といいます。これに対応していくために教育のあり方を転換している最中があります。で、その一貫であるＩＣＴ活用についてもまさに試行錯誤の状況です。先進的な知見を収集しながら実際に活用していく中で、その効果を含め研究や検証をしていく必要があると考えております。そのため、各校からの担当者会で各校の状況を収集し、ガイドラインを含め教育研究所を中心に専門家の助言を受けて校長会で集約をしていくということを考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当にまだ道の始まったばかりの I C T 教育ですので、まだまだわからないところがいっぱいあると思います。ぜひ、そういう、国から言われたからただやるっていうのではなくて、子供たちに本当にいい教育をするためにはどうしたらいいのかというふうな観点から考えていただきたい。

東北大学と仙台市教育委員会が協力して 7 万人以上の小中学生を 5 年間追跡調査して、市の学力テストとスマホ利用の関係を調べたデータがあります。その結果、スマホを 1 日 1 時間以上利用していると、家でどれだけ勉強しても成績にマイナスの影響があるということがわかっています。さらに怖いのは長時間の使用で脳の前頭前野を中心に 6 領域以上の部位の発達が止まっていることが確認されています。それは自分で考えて判断する力を失うことにつながります。この実験結果を受け、「学習意欲の科学研究に関するプロジェクト」発行のパンフレットを仙台市教育委員会ではホームページにあげています。その内容はスマホ利用は 1 日 1 時間以内。勉強中にスマホアプリを使うと成績は下がる。1 日 1 時間以上読書をするとう成績が上がるという 3 点です。スマホもタブレットも同じです。I C T 教育の検証も必要だと思い、やり始めてくれていると聞いていますが、それを使うことによって本当に基礎学力が定着するのか、向上するのかの検証、それを使うことによって体への影響はどうかの検証。そういう検証委員会を立ち上げる必要があると思います。

今、先ほど教育長はいろんな意味で教育研究所を中心に集約していった改善、検討をしていくということですが、本当になかなか検証は難しいと思いますが、そういう検証委員会みたいなものできちっと検証していただきたいと思いますが、その点はどうでしょう。

教育長（濱田陽治君）

はい、確かにですね、御指摘のような研究が出ておることも承知をしております。また、子供たちの様子が発達に偏りのある子供さんが増えておると。それから、アレルギーの子供さんも増えた。いろいろ医学的に気になるところもありますので、これ導入して一定見なくてはいけないんですけども、この I C T につきましても一定期間たちましたら、振り返ってみる作業がいるかなと。それにはやはり専門家の知見によって助けていただくという点も必要かなということを考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

タブレットやスマホの利用は今後必ず増えていくことが予想されます。SNSでのつながりは危険を含んでいます。個人情報の流出やいじめ、時には犯罪にまで発展します。利用を始める前にきちんと危険性を理解できるよう、情報モラル教育も必要だと思いますが、どのような手立てを考えているのか、実施しているのかお聞きします。

教育長（濱田陽治君）

これはタブレット端末を導入する以前、パソコンと言いますかね、コンピューターを導入するあたりからですね、各校ではネットモラルについての教育を年間計画に位置づけておりまして、NTTドコモの担当者とかですね、警察の担当の方とか外部講師の支援も得まして、道徳や特別活動、各教科において指導しておりました。で、今年からは最低各学期に1時間、年間3時間の指導をするよう、内容とともに各校からの情報教育担当者会で申し合わせて実施をしております。

その上で先ほど申し上げました教育用タブレット持ち帰りのルールに保護者の同意を求めることによって学校と家庭との連携を強化し、ネットモラルの遵守を徹底してまいります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当にですね、痛ましい事件も起きていますし、ネットのいじめで死亡したという例もありますので、注意の上にも注意を重ねて、ぜひ子供たちがそんな危険な目にあわないように頑張っていただきたいと思います。

そういう、こういうICTの時代ですが、教育の大切にしている本当の学びは学びあいであり、自分との対話、他者との対話、世界との対話により深まります。佐川町でも休校後、子供たちは前より楽しんで学校に来るようになったとの声がありました。仲間とつながることが喜びなのです。仲間とつながる中で、直接体験をし、集団の中で学び、人格の完成を目指す学校教育のあり方こそ大切にされるべきものだと思いますが、その点についてはいかがでしょう。

教育長（濱田陽治君）

お答えをいたします。

木は木の中で育ち、人は人の中で育つと申します。子供たちの成長にとって、社会性の涵養は非常に重要だと考えております。今次

学習指導要領の要点は主体的、対話的で深める学習の実現です。このため、直接体験と集団での学びは必要欠くべからざるものと考えております。

ふるさと学習の教材、サカワーク、サカワークデジタル、サカワーク+を制作し、各校に配布した際に、各教員に直接「これらの教材で子供たちの好奇心を刺激して、子供たちが興味・関心を持ったならば、必ず現地に行って、見て、聞いて、感じて、直接体験させるとともに、さまざまな人に出会って影響を受けるように導いてもらいたい」とお願いをしております。これは保護者の皆様にも各PTAの会合の場において直接お願いをしたことです。

集団での学びにつきましても、タブレット端末などICT機器は個別最適な学習に機能を発揮すると同時に、ロイロノートというアプリがございまして、これでタブレット上に記入した意見をモニターの上で共有してコミュニケーションを促進すると。手を挙げて発言するのが苦手な子供でもこうやればみんなに意見を伝えることができるという機能がございます。こういった機能にもたけております。

このようなICT機器の優れた機能も活用しながら子供たちの学び合いは一層促進をしてまいりたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ICT教育はICTを教育機器、道具として利用するもので、特に特別支援教育や不登校の子供等の特別支援で成果をあげていると聞いています。それは人との関係性を築きにくい子供たちにとって今まで蓄積された研究結果や実践をまとめ、よりよい教育法につなげていくためだと思います。

ところが、GIGAスクール構想は個別最適化された学びをAIが判断していくわけです。AIといっても人間がプログラミングするわけですから、どうとでもできる可能性がある。国が思う方向、経済界が思う方向に誘導することも可能です。このGIGAスクール構想は経済界からの要求に基づき、教育を市場化する目的で進められているとの声もあります。現に、子供1人1台のタブレット配備で大もうけをした人がいるのではないのでしょうか。

日本全国で約1千万台のタブレットが購入されました。約5千億円です。それは何年か後には新しいタブレット購入になるでしょう。今後、事業の資料として活用するとき、民間のアプリを購入せざる

を得ない状況が予想されます。通信環境を整え、利用するには莫大な費用がかかり、それは誰の利益になるか。

子供たちにとって教育の理念、そこだけは守っていただきたい。私は教育について再三再四質問をしておりますが、こういう確認をするっていうことが非常に大事なことだと思っています。教育の方向性を見間違わないで、こういうタブレット等を使うときには、ちゃんと道具として使いこなせる、そういう教育をしていただくことをお願いしたいと思います。最も心配なのはそういう最適化の名のもとに、学び合いを分断することがないよう細心の注意を払っていただきたいと思っています。一つの道具として活用し、子供中心の教育を続けてほしいと願っています。それについてどう考えるのか答弁をお願いします。

教育長（濱田陽治君）

はい、おっしゃるとおりだと思います。ICTが目的というものもあるかもしれませんが、それ目的というだけではなくて、それは手段です。教育には教育の究極を目指すところがございますので、そこを見失わないようにしっかり見ていかなくてはいけないと思っています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。本当に子供たちの未来が明るいものになるようなそういう教育を佐川町全体でやっていただきたいと思います。

2 問目に移ります。

健康長寿命化の推進についてお聞きをしたいと思います。

佐川町の介護保険料が月額平均 200 円下がった。よかったよかったと 6 月議会で話しました。ところがそれを大きく上回る利用料の上昇がこの 8 月から実施されます。

介護保険施設やショートステイを利用する低所得の方は食費・居住費の負担軽減の制度があります。ところが、8 月からは食費・居住費の負担軽減の所得・資産要件が見直されました。その結果、2 万円以上、多い人は 6 万円以上も負担が増える方がいます。子供には迷惑はかけたくないという思い、あるいはもしものときのために人様に迷惑をかけてはいけないという思い。そういう思いがあって、爪に火をともしような生活をして貯金をした御家庭が、多く貯めていれば軽減が受けられなくなるなんてことは考えもしなかったでし

よう。

制度の改悪ですが、国が決めたことで、町村ではいかんともしがたいところはあると思います。8月利用は3カ月ぐらいおくれたの請求となると思いますが、急激に利用料が増えて困る方もいるかと思っています。介護の必要な方が困り、利用できなくなることがないように、町も一人一人に目を配り、適切な介護が受けられるようしていただきたいと思います。

さて、健康長寿命化推進についてお話をしたいと思います。私は以前から住民を巻き込んだ介護予防、健康づくりが必要だと提案をしています。

国保事業に関するデータを見ますと、佐川町では心疾患、脳疾患は減少の傾向がありますが、腎疾患、いわゆる糖尿病、透析の増加の傾向が見られました。医療費についてはがんや精神の医療費が高いことが挙げられています。また、一人当たりの医療費は年間県平均と比べ、入院費用で1人5千円高い、外来費用で1人千円高いという状況があります。

佐川町でも健康増進の取り組みをもっともっと真剣に取り組まなくてはなりません。町として健康増進にどう取り組むかお聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

町民の健康づくり、健康増進につきましては健康福祉課あるいは町民課、病院等々で役場としてはそういったところを中心にしていろいろな取り組みをしております。で、一つは介護予防の取り組みとしては町民の方々に積極的に参加をしていただきながらサロンであるとか百歳体操をやっていただいています。あとは大きな意味での健康づくり、若い人からの健康づくりについては佐川町として事業を進めている中では健康パスポート事業というのがあって、そういうパスポートの取得をしながらですね、ポイントを貯めて、いろいろなインセンティブを加えて町全体で進めていくという事業を行っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

高知県でも日本一健康長寿県構想の第4次計画を発表しています。「誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指しています。健康で長寿とい

うのは本当にみんなの望みです。その推進のための事業の一つに健康パスポート事業があります。健康増進をしてポイントを授与。特典を示すことにより特定健診の受診率の向上にもなっています。佐川町ではこの健康パスポート事業を活用し、健康長寿や特定健診受診率向上を目指して頑張ってくれていますが、今、その現状はどうなっているのか、お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この健康パスポート事業等を通じまして、特に特定健診、あるいはがん検診、こういったところの受診率をアップするという事で、ここ数年取り組みを進めております。

当初は 30% を切った状況からですね、現在は 40% を超える受診率になっているというふうに考えておりますが、去年から今年にかけては、コロナの影響を受けて少し受診率が落ちたというような状況がございますけれども、徐々にそういうふうにアップの対策を進めているところでございます。

5 番（坂本玲子君）

本当にパスポートの交付者数も増えていまして、約 3 千人近い方がパスポートを持っておいでと。その中で佐川町独自でハッピースマイル券ってものを発行して特典をつけ、パスポート事業を推進し、受診率も令和元年度 42.3% という画期的な数字になってびっくりしましたが、本当にそういうことで向上をしています。健康福祉課や町民課の皆さんの頑張りに感謝を申し上げたいと思います。

しかし、せっかくハッピースマイル券事業をしていても、それを知らない方やゴールドになったあとでも町独自の特典が受けられるシートがあるのを知らない人が多くいます。それはパスポート発行数が 2,969 人もいるのに、ハッピースマイル券を受け取った人は 422 人、わずか 14% にとどまっているという実績に出ています。

もう 1 点、ピンクのヘルシーシールをもらうために特定健診は若い人はそれ、特定健診 40 歳以上ありますが、後期高齢者は特定健診が実施されていないと聞いていますので、ステップアップが難しくなっているのではないかと。そのような問題がありますが、せっかくの佐川町がやっているハッピースマイル券発行の事業、それをどう改善をしていくのかお聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この健康パスポート事業の中で、このパスポートの取得につきましては、先ほど坂本議員おっしゃいましたように令和２年度末で2,969人という交付になっております。これは前年度の末に比べて1,200人くらい増加をしているということになっています。

これに対しまして、町が独自で発行しております、ハッピースマイル券というものについては1,188万。実質、実人数で言うと422人というふうになってますが、その伸びがですね、このパスポートの取得の交付者数に比べての伸びが少しないということであろうかと思えます。この要因につきましてはですね、まず令和２年度で大幅にこのパスポートの取得自体が伸びたのは一つは佐川町が行っているセット健診、それからあったかふれあいセンター、こういったところで令和２年度専用の取得のブースを設けて周知を進めたということと、あとは県のほうがこれは事業化してやっておりますけれども、スマートフォンのアプリということでこれを導入したことでパスポートの取得者数が、そのものが伸びたというふうなことが考えられると思っております。

で、ちょっとそのハッピースマイル券の現在の状況も合わせてお話をさせていただくと、今年度の４月から８月までのこのハッピースマイル券の発行枚数ですけれども、これが326枚。昨年度と同じ時期に比べて、同じ時期が317枚ということで少し増加をしているような状況です。これをもう少し発行枚数を伸びる、増加さすということにつきましては、やはりこのハッピースマイル券が取得できるという方がそのものが少し少ないのではないだろうかというのが、先ほど言いましたようにスマートフォンのアプリから取得された方もおいでまじょうし、若い人が多いと取得される方が多くなっているということもありますので、毎年広報とかチラシで周知を行っておりますけれども、こういった方々に届くようにより積極的に情報発信をしていくということで対策を考えております。以上です。

５番（坂本玲子君）

なんかちょっとわかりにくい返答でしたので、ちょっと私には理解不能でしたが、頑張っていたきたいと。

高齢者の方の多くはなかなか１人では手続きができないということでブースも構えていただいて、丁寧な対応をしていただいたということですので、なかなか本当に難しい、また、県はスマートフォン

のアプリで今年度から、その前はグリーンの券とかブルーのシートを送ってきてくれていたんですが、その送ることがなくなったりして、交代をしてきております。で、なかなかそこを難しいところですが、ぜひあったかの職員の方たちに制度の理解をしていただいて、そういう特典を受けられるように補助をしていただくというふうなところでも考えていただきたいと思います。そのへんはいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。特にあったかふれあいセンターの職員であるとかあるいはうちの職員ももちろんですけど、さまざまところでこういったハッピースマイル券、特典があるよということで、積極的に周知をさせていただきたいと思います。

5 番（坂本玲子君）

本当にね、佐川町だけの責任じゃないような気がするんですよ。県のやり方が変わってスマホで獲得したヘルシーポイントの受け取りができなくなっていたり、何か県の健康パスポート事業はちょっとわかりにくいかなと、そういうことを私は感じています。そういう現実がある中で、斗賀野のよさこいクラブのすばらしい取り組みをお聞きしました。

斗賀野よさこいクラブでは斗賀野あったかに参加すると1ポイントが付与されるシール、シートがあります。それを集めるとあったかのコーヒー券が授与されるという特典です。それを楽しみに毎日あったかに行くというお話をお聞きしました。また、そのポイントがほしいためによさこいクラブの会員になったと。だから会員数も増えたということを聞いています。

高齢化が進む中、誰かと会い、話をしたり運動をしたりすることが認知症予防には有効です。また、健康増進にもつながります。これを町全体で取り組むと、そのわかりにくい健康パスポートよりも本当にあったかに来てくれる方が増える。そのために介護予防増進になるというふうなことが考えられます。あったかに行けば1ポイント授与というふうな仕組みを町全体で進める施策を健康福祉課の事業として取り組んではどうかと思うんですが、そのへんはいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この斗賀野のよさこいクラブとあったかのポイントの取り組みについては私もこの話、坂本議員からお話をいただいた前はちょっと存じあげませんでした。で、確認をしたところ独自でやっているというところでございます。

こういった、どういいますか、小さなことかもわかりませんが、お年寄り等が楽しみながら、多分自前で紙を作ってポイントを貯めてっていうふうにやられてるということですので、そういうこともすごく大事なことだと思います。ただ、町としては健康パスポート事業というのに取り組んでおります。せっかく取得者も伸びておりますので、なかなかわかりにくいということはあるかとは思いますが、これは健康パスポート事業としては継続をさせていただきながら周知を深めていきたい、広めていきたいというふうに思います。

一方で、こういった独自の取り組みについては何かの機会に、例えばこういう斗賀野でこういう取り組みをしてますよとか、あるいはほかのところにも取り組みがあるかもわかりませんので、こういったものを紹介をさせていただくとかいうところでこういう独自の取り組みを、身近なところでやっていただきながら、健康づくりに自分一人一人が取り組めるような環境ができればいいかなというふうに思っていますので、これはほかにもこういう取り組みがあれば、あったかふれあいセンター同士の会であるとかいうところで周知させていただきたいというふうには考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

令和2年、本当に健康パスポートがきちんと周知ができて、皆さんがそのスマイル券を受け取れて、本当に喜ぶと、それをしっかり頑張っていたら私はこの提案はしませんでした。あまりにもひどいわずか14%しか特典が受けられていないという状況がある中で、じゃあこんなんやったらもっと簡単にできるよという提案でございますので、令和2年度、5地区のあったか集いの延べ人数は2万2,782人。もちろんコロナの影響で令和2年度は減少していますが、あったかの利用を増やして健康寿命を伸ばしたいというのは町の方針です。

例えば、今の2倍来るようになったら5万人弱ですよ。1回の来所で1ポイントとして、1ポイント1円とか2円とかっていう感じでしたので、斗賀野よさこいクラブは。換算しても5万円とか10

万円で実施できるような事業ですので、5地区全部で取り組み、あったかの利用者を増やして健康寿命を伸ばしていただきたいと。今はそうは考えていないでしょうが、そういうやり方もあるよということを御理解いただきたいと。ぜひ、前向きに考えていただきたいと思います。

次に、高校生までの医療費無料化について提案をさせていただきます。

この問題につきましては、私も以前から高校生までの医療費無料化をという話を提案をしてきました。そのたびに断られております。しかし、やっぱりこれは必要かなと思って再度質問をさせていただきます。

今年10月には町長、議会議員選挙が行われます。私は2期8年、8年を締めくくるにふさわしい議題はなにかなと考えたときに高校生までの医療費無料化の提言をしようと思いました。8年前、初めての議場で提案したのが中学生までの医療費無料化でした。堀見町政ですぐやっただいて、多くの保護者から喜ばれています。あれから8年がたって、時代は移り変わりました。県内では高知市以外は中学生までの医療費が全部無料になっています。さらに高校生までの医療費無料化が進んでおり、県内13市町村で実施されています。町村だけで言うと52%の実施率、半数以上が実施している施策です。近隣町村で言いますと、仁淀川町では平成30年度から実施されています。

子供の健やかな成長はみんなの願うところです。子供が病気になったとき医療費の心配なく病院を受診できることは全ての親にとって大きな安心となります。子供は小さいときほど病気を頻繁にしますが、高校生になると病気やけがはぐっと減ってきます。町の財政的にもそんなに多い負担ではなく、大きな安心を与えられる施策であると思います。

もし、高校生までの医療費を無料化した場合、高校生にかかる費用はどれくらいと予想されるのかお聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

令和3年度中に高校生の年代、16から18歳となる人口は佐川町で339人です。で、過去の御質問にありましたが、この一人当たり年間の医療費、高校生一人当たり年間どれぐらいかかるかという試

算をしたときに 2 万円と。1 人 2 万円の医療費、自己負担ですけれども、これがかかるというふうなことで算定をしておりますので、339 名かける 2 万円ということで、678 万円の一般財源が必要という試算になります。

5 番（坂本玲子君）

堀見町政になり、本当にたくさん前進したところがあるんですが、例えばふるさと納税獲得に力を注いいただきました。平成 25 年度には 101 万円だった寄附金は令和 2 年度では 2 億 3,759 万円となり、すごいことにこの 8 年間で 237 倍となっています。町長初め職員の方や町民の方があって、職員の方が力を合わせた結果です。本当にありがとうございます。返礼品やその発送、手数料、人件費などで半分はなくなることを見越しても年間で 1 億円以上自由に使えるお金が増えたことになります。

この高校生までの医療費無料化はこの中のわずか 7 %を充当するだけで実施できるのです。さらに佐川町では産廃施設の建設が決まりました。日高村の現状を見ると、県から佐川町が自由に使えるお金が年に 5 千万円ほど入ってくることにはなるんじゃないかなという予想をしています。日高村はそのお金で保育料を軽減しました。どこに使ったのかわからないようにするのではなく、目に見える形で、みんなのためになるようなお金を使っていたきたいと思うのです。そこで、高校生までの医療費無料化に使っていただきたいという提案でございます。

健全財政は大切なことですので、平成 25 年と令和 3 年までの決算ベースでの基金の残額はどのようになっているか、また、将来負担率はどのようになっているのかお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。一般会計のベースでお答えをさせていただきます。

まず、基金の金額でありますけれど、平成 25 年度末でちょっと内訳を簡単に言いますと、財政調整基金で約 22 億 9 千万円。その他の基金で約 20 億 5 千万円あります。あと、決算ベースでありますので、令和 2 年度末ということでお答えをさせていただきます。財政調整基金が令和 2 年度末で約 23 億 2 千万円。その他の基金が約 24 億 3 千万円となります。

将来負担比率につきましては平成 25 年度でマイナス 58.3%。令

和2年度でマイナス68.6%となります。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

佐川町の財政は決算ベースであります。平成25年の基金残高は43億3千万円。さまざまな事業を積極的に実施していても、令和2年には約47億5千万円と非常に増えています。また、将来の人たちが負担する将来負担比率も減少しています。財政的に非常に健全で何の問題もありません。この施策は町長が決心すればすぐ実行できる施策です。県内の半分以上が既に実施している施策。基金も十分ある。ふるさと納税や産廃での収入も見込める。健康福祉課長にお伺いしますが、健康福祉課長も子育てをしています。高校生までの医療費無料化が実施されれば子育て世帯はどのように思うか。個人的な意見で構いませんので、お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをします。

個人的な意見でかまわないということなんですけれども、私の個人的な意見はですね、この高校生の医療費無料化については、確かに子育て施策として行ってはおります。ただ、中学生までと違って、もちろん小学生までと違ってですね、高校生というのは心身発達しております。そういうところから今までもいろいろ御質問があったときには佐川町としては現時点では考えてないというふうに考えてます。

で、なかなかここで個人的な意見をというのは一般質問の回答としてはふさわしくないと思いましたので、今の回答とさせていただきます。

5 番（坂本玲子君）

個人的な意見はなかなか言いにくいですよ。失礼いたしました。これは、町長が決心すればすぐ実行できる施策です。県内の半分以上の町村が既に実施している施策。基金も十分ある。ふるさと納税や産廃での収入も見込める。この10月町長選、議員選があります。誰が次の町長になるかわかりません。議員も同じで次の議会に誰が登壇するのかわかりません。だから次の施策を今決めることは難しいかと思いますが、町長選においてぜひ高校生までの医療費無料化を公約に掲げてやっていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

今、私は現職の町長として、職員の意見にもしっかりと耳を傾けながら政策も考えております。岡崎課長のほうからも話がありました。心身ともに発達をしている中ですね、高校生まで、高校３年生までというのは少しいきすぎかなという役場内での話もあります。

坂本議員からは公約に掲げてということでしたが、10月の町長選挙においてですね、高校生まで医療費無料化ということを経営に掲げて臨むということは考えておりません。以上です。

5 番（坂本玲子君）

岡崎課長がそういう高校生までは必要ないという考えがあるということですが、本当に私には町民の方からの声を聞きますと、本当に高校生になったときに急な入院になって、私たち公務員はわりとボーナスもありますし、お金もそんなに困らないような所がありますが、農業をやっている方とか本当に日銭を毎日稼ぎながら生活をしている方にとって、入院などの急な出費が非常に大きな負担になるという現実があると聞いています。そういう声を聞いたうえで私はこういう提案をしています。

それに、既に町村で言えば半分の町村が実施している。必要のない施策ならば10町村も実行するはずがないと。今回、そういうことで公約に掲げるつもりはないということですが、その後も構いませんので、ぜひ前向きに考えていただいて、実施できる方向にしていきたいなと思います。

この8年間、議会できざまな提案をしてまいりました。その提案は町民の方々の声を聞き、町政に届け、実現するための提案でした。その提案を町長初め、町職員の方々が真摯に受け止めてくださり、検討してくださり、実行してくださいました。本当にありがとうございました。町民の方々が佐川に住んでよかったと思える町、世界一幸せなまちにするため、これからも町長初め町職員の方々も頑張りたいと思います。私もそういう皆さんの声を届けながら町民の幸せのために頑張っていきたいと思っています。どうもありがとうございました。町長どうでしょうか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。

一律の高校３年生までの医療費無料化という御提案でした。今度の公約には掲げないというふうに決めておりますが、やはり、所得

もさまざまであります。本当に生活に困られてる方も佐川町内にいらっしゃるなど。一律に高校生まで医療費無料化ということは私自身よろしくないというふうに思っておりますが、所得に応じてですね、検討するということはしてみたいというふうに思っています。

ただ、私も10月に選挙がございますので、どうなるかわかりません。仕事をさせていただけるという中ではやはり松浦議員からも誰1人取り残さないという大切な言葉をいただいております。年収が2千万も3千万も4千万も1億もある人がもしいたとしてですね、その人まで全て無料ということはやはり本当の意味で公平、公正な考えではないんじゃないかなというふうにも思っていますので、そこは今後の課題として、置かれている状況に応じて困っている人に助けの手が述べられるように考えていったらいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、課題として自分の中にしっかり収めてですね、前向きに考えさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、5 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

引き続き、8 番、片岡勝一君の発言を許します。

8 番（片岡勝一君）

8 番議員、片岡です。もう時間もないから明日になるかと思うたら、今日やらないかんことになりまして、慌てて出てまいりました。

コロナ対策について質問させていただきます。

歴史は繰り返すと言われていとおおり、1858 年、163 年前ですが、日本にコレラ菌が入り込み、大流行したと言われております。コレラが最近では豚、牛、馬、鳥に感染して収まってよかったと思っけると、今度は大変なことに人間に、2020 年にはコロナが入ってきてまして、2021 年 8 月 21 日には感染者、県内では 87 名。23 日 43 名、24 日には 88 人、25 日には 111 人にもなり、高齢者、そして若者、家庭内感染したりとどまることなしに増え続けていきましたが、8 月末には佐川町ではゼロが続いている状態ですが、今後、どのようなのか、いつ、クラスターが発生するのか知れないと思うと心配であります。そして、増え続けている変異株アルファ、ベータ、ラムダ

株。数日前にはコロンビアからのミューという、ミュー株という2人の感染者が日本で確認されたと言っております。

緊張感をもって3密とか外出も控え、ワクチンも2回終了して、指示どおりの対策をしてお盆の里帰りも中止したりの対策をしたけれども、少し心の疲れが、隙間があったのかな、買い物にマスクをせずに店に入り、マスク姿を見てポケットから急いでマスクを出してつけたこともありました。反省しております。

我がまちの若年齢層と高齢者の予防接種の状況はどのようになっているのか、先ほど聞きましたけれども、ある高齢者の人は我は外に出ないので大丈夫だとか、子供だから心配ないとかいう人がおるのではないかと。知人の私より年配のものが他人と話すときにマスクは買っているけれども、置いてあるという人が着けずに話しあっているという人がおります。注意すると年配に向かって意見をすると、という頑固な者もおりますが、強制はできないらしいが気長に3密とかしながらやっていかなければならないと思うけれども、3回目も早急に接種したらよいと思いますが、いつごろになるかということも先ほどお話しを聞いたところですが、まだ整理してないので、先ほどのことでそのままにしてありますが、メモはしましたが。今回、再度、重複になりますが、3回目のワクチンのことをもう一度お聞きしたいのでよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

片岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

何点かあったかと思えますけれども、まず、接種の状況でございますが、佐川町の町民の方で2回接種済みの方、8月31日現在ですけれども、65歳以上の方がパーセントで83.5%、それ以外の若い12歳から64歳、ちょっとひとくくりにいたしますが、この世代が26.5%です。全世代を通じて2回接種を済ました方が48.1%と半分弱というような状況になってます。

現在の感染の状況につきましてはデルタ株ということで感染が拡大しております。新規陽性者の多くは50歳代以下ということで若い世代であります。ワクチンの接種が進んでおります65歳以上の高齢者の感染拡大っていうのは全国それから県内でも抑えられているような状況です。こういったことから感染を収束させるためには若い世代のワクチン接種を進めていくということが重要だというふうに考えております。

先ほど片岡議員おっしゃっていただきましたが、日本では法律上このワクチン接種を強制はできません。できませんけれども、役場としてはできる限りの接種勧奨を行っております。防災行政無線、これは数回にわたって接種の呼びかけを行っております。また、若い世代の方に確かな情報、いろいろデマが出回っておるような状況もありますが、確かな情報をもとにワクチン接種を判断してもらうために感染状況、それからワクチンの効果と副反応、こういったものを記載したチラシを作成いたしまして、全戸配布をするとともに町内の保育所や小中学校を通じて保護者の方に対しても配布をいたしております。あわせまして、64歳以下の方に接種、送付をしております接種意向確認書並びに接種予約書、この提出期限をかわせみでの集団接種に限り当初は8月31日までとした期限を9月15日まで延長して、防災行政無線等で周知をしております。

こういった取り組みの効果とあわせまして、最近では県内の感染拡大ということで危機感の高まりも相まって、この意向、接種の意向確認書、これはここ10日でかなり提出されている方が増えているというような状況です。今後におきましてもできるだけ多くの方に接種いただけるように接種を呼びかけてまいります。

3回目の接種でございますけれども、これについてはまだ国のほうが3回目の接種が必要だというような判断はまだしていないような状況ですけれども、いろいろさまざまな海外を取り巻く状況であるとかっていうところを踏まえまして、必要ではないかというふうな議論があがっていると思います。ただ、3回目を行うにあたってです、この1回目2回目を接種した後、十分3回目の接種の効果が表れる時期というものがあるようでして、これは早くしたほうがいいというものではないようです。一定の期間、今言われているのは8カ月、2回接種のあと8カ月を経過したあと3回目の接種を行うということが事例として海外では検討されているというふうに聞いてますので、そういったことも含めて日本で3回目の接種を行うということが決まりましたらそのスケジュールに応じて2回目を接種した方に、それぞれ役場として案内を通知をさせていただくということになろうと思いますので、いずれにしてもいろんなその状況をきっちり把握をしながら町としては接種の体制は万全を期したいというふうに考えてますのでよろしくお願いします。

3回目ということが8月からとかいう、8月、8カ月か、いうことでお聞きしましたが、それまでは現状のままでいくという、2回接種したではそういうことになりますよね。

健康福祉課長（岡崎省治君）

はい、お答えをさせていただきます。

2回接種を完了された方がいつ3回目を打てるかということは先ほど申しましたが、まだ3回目を打つということも決まっていない中なんですけれども、8カ月程度の間隔をおくということが議論をされているようですので、その間は少なくとも2回接種をしたままということになるかと思います。

8番（片岡勝一君）

わかりました。その話は私はこれで終わりといいたしますが、次にお話をさせていただきたいのが、風力発電につきまして質問いたしたいと思います。

地球温暖化と言われて久しくなっております。異常気象も続いております。局地では氷山、氷河も溶け出して、海に流れ込み、そしてそれが太陽光により水が大量に蒸気として大気に含まれ、満杯になると大雨となって、そしてまだ長雨も続き、浸水、そしてがけ崩れ、泥流となり被害が増大する。そして大気中の湿度が減少すると今度は日照りが続き、地表の温度が上がり乾燥して大火災が起きる。そして犠牲者もたくさん出る。そのような繰り返しが世界各地で起きております。なんとかしなければと動きがありますが、日本では大量のCO₂、二酸化炭素を出す化石燃料、材料の、それが世界的にターゲットとなっております。少しでも減らすためにも努力するべきだと考えます。今後ますますの電気の需要が増えると予想されますし、効率はえいがトラブルがあると面倒な原子力発電の増設を抑えることにもつながる事案であります。

そこで、公害の少ない風力発電になりますが、隣の町の津野町では見える範囲では15、6基の風力発電があり、高知東には相当前から1基稼働しておりました。我が町ではまだ始めておりませんが、風力発電がありますが、電気需要増に備えて、今、空き地そして屋根の上に太陽光発電が始まって、しばらく経過しておりますが、まだできることは風力発電の設置であります。

我が黒岩には山頂に町道が通っております。以前、10年前にはこの黒岩の上空を利用するパラグライダーの人たちがおりましたが、

10 年ほど前にこのクラブのリーダーがモーターパラグライダーで土佐市海岸近くで故障して海に墜落して溺死して、その後、この黒岩上空を利用する人が途絶えております。

そこでこの際、山頂を東西に抜けている町道を利用して、風力発電を考えたわけであります。具体的に候補地と言いますと、越知町と佐川町との境界近くにある山林で、私の実兄が 10 数年前に親の財産わけとしてほしいと言った土地で、60 アールくらいの森林が山頂に届いていて、昨年のこと、95 歳の高齢となったので、もう山林はいらないので戻すと電話があり、今さらそのようなことを言っても受け取らないと言った経緯がありますが、この森林の頂上付近を温暖化防止と電気供給に、電力供給に協力してほしいと頼めば理解が得られるとの判断であります。これでもし、よい結果が出られて、これから東方向にたくさんの設置が可能とも考えられますが、いかにお考えでしょうかという質問でございます。以上です。

町民課長（片岡和子君）

片岡議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

片岡議員さんもおっしゃっておられましたけれども、産業革命以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などによりまして、大気中に含まれます二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度は急激に増加しています。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まったことが地球温暖化の原因と考えられています。先ほども片岡議員さんおっしゃいましたとおり、地球温暖化は地球規模の気候の変動に大きな影響を与えているといわれており、近年では海水面の上昇や干ばつ、大雨やそれによる洪水などが世界各地で起こっているところです。

太陽光、風力、中小水力、バイオマスといいました再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、また、国内で生産できることから重要な低炭素の国産エネルギー源と考えられています。御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、本町におきましては、平成 18 年度に佐川町地域新エネルギービジョンを作成しております。その中で風力を初めとする再生可能エネルギー導入の検討を行っております。一般的に風力発電につきましては、平均風速毎秒 6 メートル以上の風が必要とされているところです。N E D O、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構作成の局所風況予測モデル、その場所でどれだけの風が吹いているかということを示しまし

た、平成 16 年度版によりますと、本町におきましては町の西部の旧葉山村との境界付近一帯と虚空蔵周辺の一部がこの必要条件を満たしております。

片岡議員さんから御質問のありました黒岩地区の山頂につきましては、残念ながらこの必要条件を満たしておらず、風力発電には適地でないと考えられます。しかしながら、再生可能エネルギーは重要な低炭素の国産エネルギー源で、今後需要が増えることが予想されます。本町におきましてもバイオマスエネルギーの活用など、町に有益なエネルギーの活用に向け取り組んでまいりたいと考えているところです。

8 番（片岡勝一君）

私の発案はそれこそいままでやったらできることじゃありませんでした。利用している人にやめてそんなのするなということも言えませんので、でしたが、今やまったと思いますので、これからその話が進めれるということができて、発案したわけですけど、急なことでこうできるとかそんなこと今は考えておりませんけど、私としては考えておりませんけど、極力、これを利用してやってほしいとそういう事で質問いたしました。

全て言いましたので、言わせていただきましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、8 番、片岡勝一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を 7 日の午前 9 時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後 4 時 45 分